

予算審査特別委員会

平成18年3月10日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中西和夫

委員 長

小野隆雄

副 委 員 長

里川宜志子

出 席 委 員

嶋田善行

松田正

飯高昭二

三木誓士

理 事 者 出 席

町 長 小城利重 助 役 芳村 是

収 入 役 中野秀樹 教 育 長 栗本裕美

総 務 部 長 植村哲男 総 務 課 長 西本喜一

総務課参事 吉田昌敬 企画財政課長 藤原伸宏

企画財政課参事 野口英治 税 務 課 長 植嶋滋継

住民生活部長 中井克己 福 祉 課 長 西川 肇

健康推進課長 清水孝悦 環 境 対 策 課 長 清水健也

住民課長補佐 清水昭雄 都 市 建 設 部 長 藤本宗司

建 設 課 長 堤 和 雄 観 光 産 業 課 長 今西弘至

都市整備課長 藤川岳志 都 市 整 備 課 参 事 西田哲也

教委総務課長 野崎一也 生 涯 学 習 課 長 阪野輝男

上下水道部長 池田善紀 上 水 道 課 長 水田美文

下 水 道 課 長 谷口裕司 会 計 室 長 御宮知恒夫

監査委員書記 佐藤滋生

議会事務局職員

議会事務局長 浦口 隆 係 長 猪川 恭 弘

(午前9時00分 開会)

○小野委員長 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして予算審査を行ってまいります。

第4款衛生費について、これに対する質疑をお受けいたします。質疑のある方はどうぞ。三木委員。

○三木委員 95ページのごみステーション整備工事100万円ですが、最近の各自治会でのごみステーション化、これの促進状況とそのステーション化の進展具合、これが一つと、それと先週ですか、県内でステップ乗車の死亡事故が起きております。改めてこのステップ乗車の危険性を認識している次第ですが、当町では既に運転席3人乗車ということで、そういった事故はないんですが、最近、ごみ収集車とすれ違うときに3人でなくて2人乗ってるときを見かけるんですが、何か状況が変わったのかなということと、時間ですが、以前は時間が、不慣れな点もあって、3人が、そのうちの2人が降りてという、時間を食うということで、昼過ぎるとか2回転するとかいうことを以前聞いてました。最近ではどうでしょうか、昼を過ぎてしまうとか、また回転数が往復するとか、その状況はいかがでしょうか。

○小野委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 まず、1点目のごみステーションの整備の状況について、本年度、200万円予算要求をさせていただいておりますが、この100万円につきましては来年度で4自治会の6カ所にごみボックスを設置するための予算として計上させていただいているものでございます。平成17年度、本年度末までに整備をする見込みでございますけども、合計で137カ所にごみステーションを設置する形になっておりまして、先ほど申しました来年度の予定入れますと、18年度末では143カ所になる見込みでございます。ほぼ全自治会にごみステーションを設置していただくということで、若干、1自治会ほどまだ設置しておられないところもあるんですけども、それについては網で対応をお願いをしている状況であります。現在の状況については以上でございます。

2点目のステップ乗車についてでございますけども、おっしゃるように、どこの市町村、ちょっと失念しましたけども、死亡したということでございますけども、当町におきましては平成15年の1月から既にステップを取り外して、そのかわりと申しますか、ステップ乗車をなくすかわりに、個別からステーション方式に切りかえをさせていただいた状況でございます。

2人で乗ってるところを見かけたということでございますけども、基本的には3人乗車で収集に当たらせておりますけども、休みでありますとかの場合はやむを得ず2人で回る班も出てくる場合がございます。それをお見かけいただいたのかなというふうに考えております。

あと、なるほど平成15年1月からステップ乗車をなくした時期以降、若干の時間、期間につきましては、収集に時間がとられまして昼過ぎまでかかっている状況があったというように私は聞いておりますけども、現在のところすべて午前中には、少なく可燃物の収集については午前中に終えているという状況でございます。収集の種類によっては、その日に、ビニールごみでありますとか、缶、瓶、それからペットボトル収集する場合がございますので、その場合は昼過ぎまでちょっと若干食い込む場合がございますけども、可燃物自体だけを取り上げてみますと午前中に全部すべて終わっているという状況でございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 2人乗ってるというのは、休日等ごみが少ないということをお聞かせいただきました。ちょっと心配するのは、ローテーションが崩れてきて、または休みが多くということで、そういう原因で2人乗りということはないんでしょうね。

○小野委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 ちょっと若干説明がまずくて申しわけないんですけども、2人乗っておるのは、職員が年次有給休暇をとる関係上、基本的には3人で回りますけども、2人乗ってる場合もあるというふうに説明を申し上げたつもりでございますので、その点ご了解をいただきたいと思っております。

○小野委員長 ほかありませんか。飯高委員。

○飯高委員 91ページなんですけども、飼い猫の不妊治療手術ということで、猫の飼い主に対しての不妊手術ということで、できるだけ猫の繁殖を抑制するという意味でこういう形とってると思うんですけども、よく相談が来る中で、野良猫に対しての餌付けというんですか、それによって環境を害されていると。この助成金の補助の要綱に野良猫に対しての危険または迷惑の防止を図るということになってます。課においてはその都度、住民に対して要請があれば何らかの形では対処していただいていると思うんですけども、果たして効力があるのかどうかというのは、ちょっとわからない状態なんですけど、今のそういう相談があった場合の対処の仕方いうのをちょっと現状

を教えてくださいたいと思いますけど。

○小野委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 野良猫に対する苦情の件でございますけども、おっしゃるようなある地区ではある人が野良猫に対して餌付けを行っているよという情報が現在でもございまして、その都度、郡山保健所とともにその方を指導している状態がございまして。そのとき注意したときは当分おやめになるみたいでございまして、期間がたつとまたされるということがございまして。それが一つでございまして。

もう1カ所の方でも、最近、これは委員さんもお存じの例なんですけども、餌付けをしているということで、町と保健所とタイアップして注意等々をしていく中で、その自治会の中でもそういった野良猫についてどういう対処をしたらいいだろうということで、自治会で話し合いを持たれたという自治会もございまして。その中で、少なくとも自分とこの飼い猫については首輪をつけて見分けがつくようにしようとか、なるべく家庭内で飼おうとかいったことで対策を講じられたところも聞いております。

それは最近の話でございまして、それは自治会の方に周知徹底どれだけされていくのかなということはあるかもわかりませんが、そういった取り組みをされておられる自治会もございまして。

そのほか、最近テレビの方を私も見させてもらったんですけども、東京かどこかちょっとあれですけども、ボランティアの方々がそういう野良猫についての対応方法をいろいろ研究されてるということもございまして、そのことについても、町といたしましてその事例研究をして今後の参考にはしたいなというふうに考えておるところでございまして。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 確かに今言われたように、対策を講じてやられておるんですけど、本当にその地域のある一部なんですけども、自治会長を中心に町と打ち合わせをしながらやっていただいているんですけども、いろいろ考えていく中で一番最前の策をまたとられていくようお願いしたいと思います。以上です。

○小野委員長 ございませんか。嶋田委員。

○嶋田委員 88ページなんですけれども、胃がん検診の実施では500万から約400万に減、乳がん検診の実施では900万から約400万の減と、子宮がん検診の実施では約1,000万から400万の減ということになってるんですけども、これは受診

者が減ってきてそのような減になっているのか、またそれともほかに何か原因があるのかということ、それとこの88ページの老人保健事業に関わるとは思うんですけども、健康手帳の作成というのを考えておられると思いますけれども、それについてのちょっと説明をお願いしたいと思います。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 今言われております、まず胃がん関係につきましては、まず、早期発見、治療をすることで、胃がんによる死亡を減少させるということで、現実的には、人数的にはさほど変更はないわけでございます。ただ、乳がん、子宮がんにつきましては関係につきましても、これも同じく早期発見、治療を図るということで、乳がんにつきましては40歳以上でマンモグラフィー導入という形をとらせていただいております。これにつきましては17年度からしておるわけございまして、マンモグラフィーにつきましては2年に1回ということで、当初、ざっとですけども1,500人ぐらいの受診者が通常おられまして、それが2年に一遍ということになるわけで、半分することによりまして残りの半分が足らなくなるというような経緯もございまして関係上、17年度につきましては全員の1,500人分を組ませさせていただいたと。17年度で受けられた残りの方につきましては、18年度で予算計上させていただくというような経緯の中でこういった形の金額になったわけでございます。

子宮がんの関係でございますが、これにつきましても20歳以上ということで、平成17年度より受診間隔が2年に1回というふうになったことによるものでございます。

それと老人保健の健康手帳につきましては、通常の保健センター等におけます保険証の発行もさせていただいておりますし、健康手帳自身の、通常のやり方でやっておりますので、これといった変わった内容のものではないと思っております。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 医療費というのは、この斑鳩町の財政においては大分強く出費に対して強く食い込んでくるという認識は持っているんですけども、それに対処するためには予防ということが重要であると考えておりますが、2年に一遍という受診ですかね、それをできれば毎年やっていただくような形でお願いしたいと思っております。毎年人間ドックに入っておられてもがんにかかると、かかるというよりも、かかっておられるんやけども発見できないというふうな事例をよく聞きますんで、できるならば予防医学という面で毎年の検診をお願いしたいと思います。

それと健康手帳は、これやってるいうけど、17年度の予算ではゼロになっていますけど、これ17年度はやっておられなかったということですか。17年度だけ。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 健康手帳の作成についての、保持増進のための健康の記録等を行い、みずからの健康管理に役立てるということで、平成17年度予算についておらないというような現状でございます。18年度に10万5,000円の事業費を組まさせていただきます。

○嶋田委員 そやから17年度やって、新年度から新たにやられるということですか。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 そのように考えていただいて結構です。

(「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 じゃ、休憩します。

(午前9時16分 休憩)

(午前9時16分 再開)

○小野委員長 それじゃあ、再開いたします。

○清水健康推進課長 申しわけございません、ちょっと勘違いしておりました。

17年度につきましては、こういった健康手帳の在庫があったということでございますので、そういうご理解願いたいと思います。申しわけございませんでした。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 この健康手帳というのも予防医学という面からの発想だろうと思いますので、住民の方に周知徹底していただいて、自分の健康をよく守るというんですか、保持していただくようお願いしたいと思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 がんの検診等については、今、嶋田委員がおっしゃってるように毎年するのが本質ですが、2年に1回ということで保健所等で18年度の動向を見ながら、それで2年に1回でいいのか、あるいはまたそういうことで、やっぱり早期発見ということで、18年度の関係を見させていただいて、19年度は毎年していくのか、そこらを一巡検討をしてみたいと思います。やっぱり早期発見というようなことは、毎年かかって、そういうことで今おっしゃっていただいたようにがんが見つからなかったり今度いったらということもございますから、やっぱり注意に注意を重ねることはいいですが、

18年度は2年に1回ということでマンモグラフィを導入しながらやっています中で、できるだけそういう医療の関係等については18年度、2年に1回の関係等についてどういう状況があらわれるのか、そういったところを見ながら19年度に反映していこうと思います。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 ただいまの町長のご答弁、前向きな発言で大変うれしく思います。ありがとうございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 先に言えということですから、僕はこの衛生費関係について質問はございません。

ただ、昨日質疑聞いておりましたように一般質問を私はいたしておりますし、特にかなりこの衛生関係については積極的に取り組もうとしているという意思是随分感じられるわけです。ただ、更にごみの減量化などについて効率的な運用をしていただくためにさらに努力を願うことにレジ袋の減量化などとあわせて、いわゆる現在あるふろしきなどの有効活用などについても積極的に取り組んでほしいという要望をいたしました。その際に、最後に申し上げましたようにその場限りの答弁に終わらないようにしてほしいと。有言実行ということで具体的にやってほしいということも要望いたしました。

今回も一昨日その質問をしている、昨日この予算関係の説明を受けてるわけですが、その面については一切触れられていなかったように私は思うんです。そうしますと、やっぱりその場限りの答弁かなというふうに思いますし、余り理解してないかなというふうに思います。だからそういったことにならないように、少なくとも議員が提言をし、あるいは注文し、しかもそれについて約束をするというようなことについては、見解の相違ではないわけですから、一致してるわけですから、ぜひともこれは具体的な実効成果が上るような立場をとってほしいということを特に要望しておきたいと、こう思います。以上です。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 幾つかございます。申しわけございません、ちょっと分けていきますのでお願いいたします。

予算書の86ページに各種予防接種の関係、そして86、87に続いてあるわけなんですが、私はこの4月から麻しん、風しんの予防接種の制度が変わるということで心



配をしておりました。そのことを担当常任委員会でも申し上げてきた結果、この予算に関しまして、見るからには麻しん、風しんの予防接種の委託料があって、それから下に、19節のところにはまた麻しん、風しん予防接種の助成金という形で上がってるというところの、書き方の意味がちょっと私、この委託料と助成金とで分かれて書かれてることがちょっとわかりにくかったのと、そして私が心配しておった件がどういうふうと考えて18年度していただけるのかということ。それともう1点、この87ページの方に乳児健診委託料など上げていただいているわけなんです、乳児健診についても、これまで3・4カ月とか9カ月ぐらいのときですかね、集団での健診とかやっていたわけなんです、それを個別健診というふうに変えてこられた。私は常々受診率の問題とかそういうことを申し上げてきました。それはなぜかというと、ずうっと系統的に子どもさんの発達の問題を取り上げまして、その発達に障害があったり問題点があるということは、できるだけ早いうちに見つけて早いうちに対応すべきであると、斑鳩町の子どもさんを大切に育てようと思ったら、もちろん保育園や幼稚園の幼児教育も重要でございますが、それより早く、もっと早くこういう健診を利用してということで常々その考え方を申し上げてきた経過がございますので、そのところがちょっと気になってるところなんです、そのところについて個別健診についての見解お聞きしたい。とりあえずその2点お願いしたいと思います。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 まず、1点目の風しんの絡み、麻しん、風しんの関係でございますが、町内においての接種につきましては委託料で処理させていただいておりますが、87ページの風しん、麻しんの予防接種助成金、この件につきましては医療機関以外で受けられた方への償還分ということでございます。

それと2点目の乳児の健診の関係でございます。17年の4月から町内におきまして個別実施しておるわけでございます。それまでにつきましては集団ということでございますが、その乳児健診の個別にしました理由といたしまして、1つといたしましては、乳児期、この時期やはり子どもの健康状態を把握していくには、なかなか把握しにくく、医療面での不安の強いことから、早期専門医師に相談することで育児不安というものを軽減することができ、かかりつけ医、こういったお医者さんを持つきっかけになるということ。そして2つ目といたしまして、16年度まで保健センターで集団健診を実施しておりましたが、2カ月間に1回の集団健診のときよりも受診機会が多くなり、子ども

の成長、発達時期に合わせて適切な時期に受診することができるということもメリットの一つになっております。そして、医療機関に委託することによりまして、保護者が医療機関を選択することもできるということが最大の理由にもなるかと思えます。そういった形で乳児健診の実施状況といたしまして、16年度におきましては、3・4カ月児につきましては96.8、9・10カ月児につきましては91.1でありましたが、17年度につきまして、この2月末現在まででは、3・4カ月児につきまして97.6、9・10カ月児につきましては94%と伸びておるところでございます。

効果といたしまして、受診率も上がっておりまして、夜の診断、また土曜日に受診ができるようになりまして、夫の協力も得やすくなったと、そういった声も聞いておるところでございます。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 前段の部分では、私申し上げてきました、麻しん、風しんの制度が改正になることによって抜け落ちてしまわないかということで、そういった方々、もしも機会を外してしまった方々をどうするんだということ、それは国も市町村の裁量でやってもらうと国は言うてたと。町はどうするんですかということで、私、以前に申し上げてたと思うんです。その点についてこの予算に反映されてるのかどうかということについて、それのお答えが欲しいということと。それと乳児健診については、受診率が上がってるようですので、それは結構かと思えます。ただ、斑鳩町の保健センターの保健師さんや看護師さんなりがその斑鳩町の子どもさんたちと接する機会がこの個別健診によって減ってしまう。保健センターで働いている人たちが子どもさんの状況を実際自分の目で見る機会が減ってしまうのではないかなということでは、問題意識を持っているんな事業をやっていただく上においてマイナス面は出てこないかという心配はしているところです。ですから、そういう点については今後、意識を持って保健センターの職員さんたちもそういう斑鳩町の乳幼児さんたちと接する機会をどう持たれるのか、そういったこともまた検討をしていっていただきたいというふうに思います。

前段の方だけご回答をお願いしたいと思えます。

○小野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 麻しんの関係でございますが、現実的に1歳児を対象にしておりますが、現段階で広報等、啓発をする中で、完全に把握、人数的また名前等につきましても、子どもさんの名前と受診状況について把握は完全にしております。その現状につき

ましては、この3月末までに全員が受けていただくように最前の努力を現在しておるわけですが、万が一というところのお話であろうかと思えますけれども、その方たちにつきましても助成をさせていただくという方向で予算も組まさせていただきます。以上です。

○里川委員　そしたら、そういうふうにより予防接種も重要です。特に子どもさんの予防接種、大きい病気にならないように打っていただくというのが目的ですので、その方向で進めていただきたいと思います。

続きまして、90ページにございます火葬場費なんですけれども、この水道工事負担金というのがかなり大きな数字になっております。この水道工事負担金、大きい数字ですので、ちょっと内容をお聞きしときたいなというふうに思います。それと続けて火葬場周辺対策整備補償金となっております。地元自治会とのいろいろなお話し合いの中で補償の問題もあったとは思いますが、18年度で補償されようとしている内容についてお尋ねをしときたいというふうに思います。

○小野委員長　清水環境対策課長。

○清水環境対策課長　まず、90ページの第19節の負担金の1,303万9,000円、水道工事負担金、この内訳でございますけれども、これにつきましてもその下の補償補てんと同じように火葬場の周辺対策ということで、補償事業の一環として水道の口径変更を行う費用でございます、これを補償金として負担を一般会計の方ですというものでございます。

位置的にいきますと、東里地内の中で口径が、本管が25ミリしか通っていないところがございまして、それを75ミリに、口径を太くしていこうという工事でございます。これ距離が約190メートル、これは水道の方でしていただくんですけども、その工事の費用を一般会計で補償として負担しようというものでございます。

その下の22節補償補てん賠償金の421万9,000円でございますけれども、これにつきましては、読んでそのとおり補償でございますけれども、内容といたしましては、一つは2自治会の中の農道整備に係る地元負担金の補てん、それと東里におきます消火栓の設置及び消火栓の器具設置の負担金をここで計上させていただいてるものでございます。

○小野委員長　里川委員。

○里川委員　これは補償の問題でございますし、地元自治会との関係の中での問題だと思

いますので、計画が結構大きいのですので、中身について私も把握をきちっとしておきたかったということで、これはこれで置いておきます。

続きまして、94ページなんですけれども、ここで、94ページでちょっと気になったのは、有料道路使用料というところの金額、105万7,000円上がってますが、大阪湾の方へ焼却灰運んだりとか、いろいろあると思うんですが、この有料道路使用料についてちょっと内容をお聞きしときたいなということと、それと95ページに備品購入費で公用車682万6,000円ということで上がっていますけれども、これについてどういう種類の車を購入するのか、そしてまたその計画というんですか、ここにかかる公用車の購入の計画に沿ってきちっとやっていただいているのかどうかということを確認をさせていただきたいなというふうに思います。以上。

○小野委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 まず、94ページの使用料及び賃借料の中の有料道路使用料でございますけれども、このうちすべてではございませんが、先ほど里川委員おっしゃったとおり、焼却灰を搬出するための有料道路の使用料、このうち102万8,000円計上させていただいております。そのほかはいろいろ親子関係教室でありますとか、そういったときの道路使用料も含めておりますけれども、大きいのは先ほど申しましたフェニックスで有料道路の使用料。内訳申し上げますか、いいですか。

その次に収集車を今度変えようと思っておりまして、95の備品購入費の682万6,000円の公用車と申しますのは、パッカー車を1台購入する計画しておりまして、その本体代でございます。その他登録諸費用、ほかの手数料等々で載せておりますけれども、これにかかる予算として700万円を計上しているわけでございますけれども、おっしゃるように毎年これを更新等々していくのが、その都度古くなった車両について、財政といろいろ協議をする中で順次計画的に購入をさせていただいてるところでございます。

○里川委員 わかりました。

十分公用車の購入にしても、きちっと計画を持ってやっていただいているというふうには考えてたんですが、古いもんを無理やり使えというわけにはいかないのですので、その辺も耐用年数の関係とか、それと傷み方いろいろあると思います。今後も計画的にきちっとやっていただけるようにお願いします。

それと直接この予算書に関係ないんですけれども、ごみ処理についての問題点として、一つ、18年度から新しい電気用品安全法の施行ということで、4月1日から中古品と

かそういうものが販売できないPSE法という、そのマークがついてなかったら販売をすることができないということで、今までいろんなものがリサイクルされてきてるんですが、これが4月1日から施行やと。しかし、業者の皆さん方も一切そういう連絡を受けてなかったということで、業者の方が今物すごく慌てて国会へも陳情とかいろいろ行かれてたり、そんでまたそういう会をつくらはって陳情してはったり、いろいろするんですが、ところがその動きもあると思うんですが、4月1日からこういう法律が施行されるとなると、少なからずこういうごみ処理の関係についても影響を受けるのではないかということ、私ちょっと心配をしてきました。

それと前々から厚生委員会でも、だから売買とかではなくて、斑鳩町の中で不用品があれば不用品を引き取り、そして欲しい人があれば個人で話し合いをしてお互い譲り合っていくとか、そういうことなんかをもっと進めたらいいんじゃないかと。そういうことに町としても一定の協力をした方がいいんじゃないかというような、場所の提供などを含めて、そういうご意見も以前にも厚生委員会でも出たこともあったんですけどもね。今まさにこういうことが起こってきたら、売買とか、そういうリサイクル業者が活躍できないということになってきたときには、やっぱり本当に本腰入れてそういう事業を町として考えなあかんのかなとか、私ちょっとこの間にすごくそういうことを思ってきたわけなんですけど、いろいろ申しあげましたけれども、町としてはこの電気用品安全法についての、本当に18年4月1日となっておりますが、どのような見解をお持ちになられているのかお尋ねをしたいなというふうに思います。

○小野委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 ただいま里川委員がおっしゃるように、電気用品安全法が、第1回の適用という言い方の方がいいかもわかりませんが、この18年4月1日からなると。

私どもがちょっと勉強させてもらったところによりますと、平成13年の4月にこの法律は施行されてると。その中で急にそういった、PSEマークだったと思うんですけども、その表示がしてないものはもう売買できないということにしてしまったら混乱が起きるとということで、5カ年間の猶予というんですか、を与えられたということで、その5年目がこの18年の4月からということになっております。

基本的には、そのPSEマーク、平成13年4月以降に製造されたものにPSEマークということで、そういう安全ですよというマークがついておるわけでございますけど

も、それ以前の製品についてはついていないと。そのPSEマークがついていないものについては、要は販売できなくなるというのが4月1日からのことになるんですけども、そのことによります町のごみ処理への影響ということでございますけども、家電リサイクル法の施行に伴いまして、そのときは処分するときにリサイクル料が要ということで、かなりの不法投棄がふえるんじゃないかということで心配いろいろしてきたところでございまして、実際にもそういった事象は出てきているところでございますけども、当町の場合そんなに多くはございませんけれども、出てきてるということでございますけども、例えばそういう一面から見ると、このPSEマークを義務づけということに関しては不法投棄のものには出てこない。というのは処分するときに費用がかかるということではないので、その点では出てこないのかなと思います。

ただ、おっしゃるように、リサイクルという循環社会の実現について大きな要素の一つにリサイクルということがございますんで、そういったことでは若干ごみとして出てくる量がふえるのかなという気はします。ただ、その中でいわゆる物を大切に扱うということで、最後までもったいないということでお使いになってる部分については今までも変わらないということでございますけども、何を申し上げてるかちょっとあれですけど、直接そういった大きな影響は、この法律の施行によっては町としては影響は出てこないのかなという、楽観的かもわかりませんが、思っております。

あともう一つ、このPSEマークがついていないということについて販売ができないのは、それを業としている者についてはなるほど売買はできないという形になっておりますけども、個人的にやりとりをする場合においては、その法の適用外になっておりますので、例えばインターネットのオークションについても、個人個人とする場合はオーケーですよみたいな見解も出ておると理解しています。ただし、それも頻繁になりますと商取引みたいな扱いになるそうですけども、基本的には個人個人の取引については、PSEマークがついていなくても売買がやりとりできるというふうに聞いておりまして、回答になってるかどうかわかりませんが、以上、現在のところ私どもが考えているところでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ご自分でも楽観的かもしれへんとおっしゃってましたけど、楽観的だと思います。

ことしの4月1日からは259品目が対象になるんですよ。これがまた2008年、

2011年で品目がちょっとだんだんふえていくようになってますけれども、259品目もあるわけですから、不法投棄の心配、私は若干それはあると。大きいものがあんまりないということがある、けども不燃物として出てくる量というのはふえる可能性もあると。

今、課長も答弁しはったように、リサイクルをしていこうと。私たちは、斑鳩町ではリサイクルを重視してやっていこうと、ビニールごみまで、よその自治体でやってないことをやって、住民さんに協力してもらってということをしてきてると。だから今さっき言われたように個人の売買とかは対象から外されるということです。売買になるかどうかは別としても、私はこの斑鳩町内でのリサイクル、要らない人が欲しい人にあげるとか、それは個人の交渉でいいと思いますけどね。やっぱりそういうものを前々からも、厚生委員会でも意見出てたと思うんですけど、そういうことにさらに重点を置いて考えていくべきではないかなと、こういうことが起こればね。そういう意識をぜひとも持っていただきたい。それで不燃物のごみもふえてくる。不燃物のごみというのは、今どういう斑鳩町は処分してますか。やっぱりいい処分の仕方にはならないわけですからね、不燃物にしたってね。だからできるだけそういう処理、廃棄してしまうのではなくて、もったいない、使えるものは使っていこうという姿勢で、今後も、18年度のこの新しい法律の実施されることを見てやっぱり研究していただきたいということをお願いをしておきたいなというふうに思います。

大変申しわけありませんが、もう1点だけお聞きしときたいと思ってます。96ページなんですけれども、し尿処理費の中で今回非常に大きい修繕費というのが上がってきてます。下水の方も今進めてる途中ですので、並行してこれはやっていかなければならない斑鳩町の事業だということはよくわかってるんですが、修繕費が大きいので、この内容についても一応、私も予算委員の一人としてはこれはちょっと確認をさせていただきたいな。今後やっぱりこのし尿処理費、下水道が完備されるまでこれも続けていかなければならない事業であろうというふうには思っておりますので、それらも含めて、私たちも長期的にこの施設に関してもきちっといろいろ見させていただく中ではこの内容をわかっておかなければならないだろうと思いますので、ぜひお聞きしておきたいと思います。

○小野委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 し尿処理費、96ページでございまして、この中の需用費の修

繕費で、ことし、前年度は2,020万でございますので、約1,000万ほど上がっているということでございまして、これ中身につきましては、通常の年次計画に基づきまして、毎年毎年の維持管理に係る修繕工事をしておるわけでございますけども、それにかかるものが通常2,000万から2,200万ぐらいのものが本年度につきましては2,500万、それで約500万の差額が出てきてると。あとの500万につきましては、委員もご存じのように来年の1月末をもちましてし尿等の海洋投入処分が禁止されるということで、それに伴いまして、鳩水園の施設の中で対応していこうと、焼却処分をもって対応していこうと考えておりまして、それに伴います工事費が、修繕費が500万ございまして、この合計で、前年度に比較いたしますと1,000万円の修繕料の予算計上がふえているということでございます。

○里川委員 今説明を聞きました。そしてまたそういう設備についてお尋ねをしたところですが、今後その状況、事故処理というのか、そういう点につきましても、私もまだ中身がよくわからないので、今後また私たちもいろいろと担当の方に聞かせていただきながら見ていきたいとは思っています。

ただ、施設が古くなり、お金もかかり、でもそうかといってやめることもできない、大変な状況だろうなど、担当の方もご苦労いただいているんだろうなどということは承知しておりますけれども。ということは、今、課長の説明でいくと、どうしても毎年、最低でも2,000万ぐらいの修繕料というのはずっと今後も上がってくるということになると。今、計画とおっしゃったんで、先も、ずっと毎年そうやって続いていくということを確認させていただけますか。

○小野委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 先ほど申し上げましたように、毎年2,000万から2,200万の費用で、通常の維持管理に係る修繕上がっているように申し上げましたけども、基本的には大体その金額が将来的にも必要になってくるのかなと思います。ただし、こんなん言うたらまた町長に怒られるかもわかりませんが、抜本的に施設を全面的に改修すると、お金を7億円もかけてやるという形になれば、それは当たり前の話ですけども、そういうような費用は要らなくなってくるわけでございますけども、そんなことをするまでもないということで、毎年そういった位の費用を計上して、順次維持管理をしていっているという状況でございます。

○里川委員 怒られるかもわからないと言いながら答弁していただいたんで、よくわかり



ました。今の施設で続けてやっていこうと思えば、やっぱりこの程度かかってくるんだということで、よくわかりましたんで、結構です。

○小野委員長 ほかにございませんか。三木委員。

○三木委員 今の里川委員のPSEマークの件の確認なんですけど、リサイクルのショップでやられる方は、このマークのついてないやつについては販売できない。それから個人では、インターネット等の個人対個人ではできるということですが、当町でもフリーマーケットというのをやっていますね、三井。それから今度、町営の駐車場、それからもみじ祭りでもありますが、そういったところはこれどうなのかな。個人で持ってくるけど、売るのは一人だけ、ああいうものを並べて売るということは、これは現実問題、当町でも起こる問題でないか。これどうなるの。

○小野委員長 清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 まことに申しわけございませんけど、そこまでについては勉強しておりませんで、ちょっとお答えはできないんですけども、基本的に個人対個人のやりとり、そしてまた交換なり譲与、そういう形になれば問題はないのかなと思います。売買ができないということでございまして、贈与等、使ったらだめだということじゃあございませんので、その点についてそういうことが、そういう譲渡でありますとか、個人対個人であれば基本的にはこの法律には抵触しないということでございます。それ以上のことはちょっと今の段階ではようお答えしません、申しわけございません。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 それじゃあ、フリーマーケットの場合は、安いにしろ、そこで売買が発生してるわけですよ。ですから、今、現実に町内で行われてることですので、4月からのやつについて、それまでにちょっと確認して、そういったことも関係者に徹底していただけるようお願いしておきます。

○小野委員長 何か答弁されますか。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 今、課長の方からもお答えさせていただいたように、ちょっと我々としてもその辺のことは把握できておりませんので、委員からありましたように、当然フリーマーケットのところで個人対個人の売買というような形でも可能なのかどうかということは確認をさせていただきたいと思います。

○小野委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、1件、私の方からちょっと教えてもらいたいことがあります。

先ほどの里川委員のし尿処理費のところでの話なのですが、海洋投棄が来年1月1日をもって禁止されるということですね。このことについて、いつごろからそういう動きがあって、決定がいつごろになったのかということをもまず1点お聞きしたいんですが。清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 これにつきましては、廃棄物の処理、いわゆる廃棄物処理法がございますけども、この施行令が平成15年の2月1日に施行されておまして、その法律と海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令という法律がございます。これの一部改正によりまして、し尿や浄化槽汚泥につきます海洋投入処分が禁止されたということでございますけども、その時点で現に投入しているものについては、5カ年間の適用を猶予するということがございまして、その5年間に海洋投棄をする必要のないようにしなさいというのが、この法律の内容でございます。

○小野委員長 今、私がこのようにお聞きしたかといいますのは、先ほどの議論の中にもありましたけど、毎年2,000万から2,200万、修繕費というんですか、それかかってくる経費があるという。それで課長も何か答弁の後で抜本的な改善しかないようにおっしゃったんですが、私、今、公共下水道が順次施工されていってる点にも着目して、いろいろ議論をしていきたいと。これは私は現在、建水の委員会でも審議をしておりますんで、この予算委員会では議論するつもりじゃないんですが、公共下水道への適用でしょうか、転換が図れないのかということも兼ねて議論していきたいと思っておりますので、それだけ申し上げておきます。

それでは、これをもって第4款衛生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第5款農林水産業費についての審査に入ります。説明を求めます。藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 それでは、第5款農林水産業費につきましてご説明申し上げます。座って説明をさせていただきます。

予算書の98ページから104ページにかけてであります。

農林水産業費全体では本年度予算額は1億2,635万8,000円、対前年度1,008万4,000円、7.4%の減でございます。

まず、第1項農業費、第1目農業委員会費でございますが、本年度予算額は790万8,000円、対前年度61万6,000円、7.2%の減となっております。ともに農業委員会の事務的経費でございます。農地転用等の審議を初め、遊休農地対策等に取

組んでいただいているところでございます。また、各種の研修活動を通じまして農業施策等の推進役として努力もしていただいているところでございます。

続きまして、同じく98ページでございます。

第2目農業総務費でございますが、本年度予算額は4,116万1,000円、対前年度は461万1,000円、12.6%の増となっております。主に農林関係におきます職員に係ります人件費でございます。

続きまして、99ページでございます。

第3目農業振興費でございますが、本年度予算額は378万3,000円、対前年度313万1,000円、45.3%の減となっております。この減の主な理由でございますけれども、農用地利用増進特別対策事業により整備いたしました高安地区の保冷施設の借入金の返済が平成17年度で終了したことによる減額となっております。

その他農業振興費におきましては、主に農業振興会など各種の農業関係団体への補助金でございます。また、恒例行事として多数の住民の方々に参加していただき、好評を得ております産業フェスティバルの開催につきましても、本事業の開催目的に掲げております、地域住民の方々に、町内農業、商工業、観光を認識していただく機会づくりとして、各産業に携わる方々と地域住民との交流の場を提供しているところでございまして、引き続き実施主体であります実行委員会に対して運営経費を助成をしております。

また、花と緑にあふれる潤いのある地域づくりに向け、住民、行政、企業等が一体となった花と緑のネットワークづくりを推進するために、その核となっておられます斑鳩ガーデニングクラブに対しましても補助をしております。

続きまして、100ページの中段からでございます。

第4目土地改良事業費でございますが、本年度予算額は6,444万3,000円、対前年度1,104万8,000円、14.6%の減となっております。

引き続き、土地改良施設維持適正化事業守谷中池の整備工事への費用負担でございます。

また、県単独補助事業として農道整備1件、単独事業として農道整備2件、水道整備1件、農道整備委託測量設計委託業務1件の整備をすることといたしております。

さらに、町単独補助事業といたしましても、農業経営の合理化と農業の振興を促進するため、5地区から出されている要望を積極的に取り入れまして基盤の整備に努めることといたしております。

続きまして、102ページでございます。

第5目の生産調整推進対策費でございますが、本年予算額は545万5,000円、対前年度48万5,000円、8.2%の減となっております。米の生産調整と転作が一体となった取組みを図り、地域の作物や担い手の育成を柱とする水田ビジョンにより、農業者や農協など農業者団体が主役となった需要調整を構築することから、引き続き生産調整の着実かつ円滑な推進の必要がありますことから生産調整実施農家等への助成金及び現地確認等に要する所要額を計上いたしております。

続きまして、同じく102ページ、中段の第6目有害鳥獣駆除対策費でございますが、本年度予算額は30万円、前年度と同額の予算となっております。農作物への被害を防ぐため有害鳥獣の駆除を猟友会に委託する経費でございます。

続きまして、第7目地域農政推進対策事業費でございますが、本年度予算額は58万7,000円、対前年度69万6,000円、54.2%の減となっております。農地の流動化の促進に伴います事務費及び農業先進地事例について、地域農政推進員であります農家組合長等に見識を高めていただくための研修会の実施に要する経費でございます。

続きまして、第8目遊休農地解消総合対策事業費でございます。本年度予算額は77万5,000円、18年度からの新規事業でございます。増加しつつあります遊休農地の解消を目的とした元気な地域づくり交付金の遊休農地再生活動緊急支援補助を得まして実施する事業でございます。斑鳩町内の遊休農地の実態調査、試験展示圃の設置などにかかる経費を計上をいたしております。

続きまして、103ページでございます。第2項林業費、第1目林業振興費でございますが、本年度予算額は143万円、対前年度1万円、0.6%の減となっております。松林を守るための松くい虫の防除対策として、引き続き松枯れの伐倒駆除を実施し、景観の保全、土砂崩れ等の災害を防止することといたしております。また、造林事業への支援として本年度は10万円計上しております。森林の維持・増進を図るために間伐が必要となることから、間伐にかかります経費を県の助成を受けまして、昨年引き続き法隆寺が事業主体となって実施するものでございます。

続きまして、104ページでございます。

第2目里山林機能回復整備事業費でございますが、本年度予算額は51万6,000円であります。平成18年度から導入される森林環境税の資金を利用した新規事業でござ

ございます。NPOやボランティア等の協力のもと、都市住民に身近な里山林の自然を保全する活動を進めていただくための経費でございます。

以上、簡単でございますけれども、第5款農林水産業費の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小野委員長 第5款農林水産業費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

予算に関する説明書の98ページから104ページまでです。嶋田委員。

○嶋田委員 101ページの公有財産購入費、これは高安農道の整備、三井農道の整備、幸前水路の整備の中に含まれていると思いますねんけれども、この公有財産購入費というのは、うちの経費いうんですかね、何を購入されるのか。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 今の公有財産購入費の件でございますけども、今、委員もおっしゃられるとおり、高安農道、それと三井農道の関係と、それと幸前水路、これらの一体の改良の用地の費用として計上させていただいております。

○小野委員長 内訳。嶋田委員。

○嶋田委員 内訳といいますのは、坪単価何ぼというんやなしに、どういう土地を購入されるのかということなんですよ。改良するための土地いうのはわかるんですけども、名目は何になるんですか。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 高安農道につきましては、道路改良で、延長100メートル、幅員が4メートルで、それとあわせて並走いたします水路について180メートルと幅員0.6メートルの工事概要になっております。それと、幸前水路につきましては、延長60メートルで、幅員が70センチという形で計上しております。それと三井農道については、16年度、公社によるものでございまして、その買い戻しを計画しておるところでございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 特に農林水産業の予算的な関係で質問をするということよりも、この項目でちょっとお聞きをしておきたいと思っておりますのは、農業委員会のあり方の問題なんです。非常勤特別職の中には、公選職といわゆる任命委員による組織、この2つがあるかというふうに思うんです。公選職による委員会というのが町議会議員の関係であり、農業委

員会は公選職と団体推薦委員によって当選されるということで、若干違いはあるんですけども一応公選職といえるかと思うんです。しかし、検討会議の中間報告では、そういったことの分析ではなくて、結果的には報酬の20%の削減と委員数の削減ということに、同一視した状態で適用されて、あえて区分されてることではなくて、日額、月額の関係だけで言ってるということがあります。

この視点だけで、きのう、町長が言われていますように、審議会を開いて10月ぐらいに答申を得て、19年度から実施できるものは実施をしていくという一つの考え方というものが示されているわけですけども、その場合に若干私はそれぞれの関係委員会と検討委員会の委員との関係などについて、今回の議会と検討委員会とのそご来したような状態が必ず起きてくるのかなということに気がなります。

そこでお尋ねをしたいんですけども、国の地方制度調査会では、今、農業委員会のあり方についても検討をされています。特に地方のいわゆる地方制度調査会の関係によりますと、農地の権利移動の許可等の法令業務の処理条件というのがひとつ減少傾向にあると、あるいはその役割というものが変化をしてきていると。地域によっては、その大半が事務局によって処理をされているということで、全く形骸化してるんじゃないかという現状と、それからこの現行制度上、農地が一定の面積以下の市町村について農業委員会を置くということが必ずしも妥当なのかどうかということについても検討する必要があるんじゃないかというふうに言われています。そういった面から、必ずしも行政委員会の形態をとる必要がないんじゃないか。したがって、市町村の判断によって農業委員会を設置するか、あるいは設置をしないかということについては、各市町村によって、市町村長が選択できるように改めていってはどうかというような議論がされているというふうに聞きます。そうした面から、町としてはこの農業委員会のあり方についてどういうふうに現在お考えになっているのかどうか。また、そのことを農業委員会自身がどう受けとめて議論をしようとしているのか、あるいは全く議論をしていなくて、ただ単に住民の目線に立つんだということで、検討会議がこういう答申を出してるとするならば、ここにまた非常に大きな支障を来す面があるんじゃないかなというような気がするんです。具体的に審議をしていこうという、審議会で審議をされることになるんかわかりませんが、ある日突然というふうな印象を農業委員会が受ける状態にならせんかというような気もするわけでして、この際、農業委員会のあり方について町としてどう認識してるのか、どう考えているのかということを明確にしておいていただいて、

そのことが農業委員会にも、あるいは住民検討会議にも十分に意思が反映できる状態、それらを十分に検討を加えた中で一つの結論を導き出すというような答えになってこない、いろいろと行政上また問題を起こすのではないかなというような気がするんです。しかも議会で起きたような状態を農業委員会でも同じように繰り返したくないという関係と、えらい姿がよく似てるわけですから、そういう意味から町側がしっかり体制というものをとらない限り、単に報酬審議会を開いたからということだけでは済まんのじゃないかと。また、押しなべて報酬職の皆さんのほとんどが任命制の関係ですから、そういうことあわせて、同じように線を引いて議論をすることについてはふさわしくないんじゃないかというように思われますので、そういった点の注意はやっぱり喚起をしながら検討していただくということが必要になってくるのかなというふうな感じがしますので、そういった面もあわせて、この農業委員会のあり方について現時点でどういうふうにお考えになってるのかということについて、あるいは中央の地方制度審議会などについて議論されてる過程というものをどのように受けとめておいでになるのかということについて、この際聞かせていただきたい、こう思います。以上です。

それから、いま一つ、問題につけ加えて言わせてもらうならば、先ほど質問があっただご答弁もありましたけども、農道整備の関係なんですけども、これはいろいろ理由はあると思うんですけども、現在の農道整備の関係は、全く農業を中心にした道路整備ということで補助金を出してると思うんです。ところが地域によってはやっぱり農道整備にあわせて、いわゆる広域農道的な関係を充足し、幅員等についても十分とっていくと。そうしてしないと後からの町づくり施策をする上においても、非常に道路関係が困難を来してくる。斑鳩町の場合でも今日、都市基盤整備の関係に非常に困難性を来し、おくられているというのは、この道路整備にあると思うんです。そういうことを十分考えるならば、中・長期的な立場に立って、本当に4メートルということでもいいのかどうかということなどを十分に検討した上で今後、検討すべき課題ではないのかなというように思いますが、その辺についてもお聞かせをいただいております、こう思います。以上です。

○小野委員長 藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 農業委員会のあり方についてのご質問でございます。

現在の町としての認識でございますけれども、斑鳩町内では農用地まだ相当南部の方でございます。そうした農用地を保全していくという立場から、農業委員会において十

分その農用地、農地の保全というようなことで議論を願ってるという状況がございます。また、農地転用に当たっても、各地域から委員さんが出ていただいているということもございまして、その当該地域の水利関係、なかなか行政で把握できませんので、そういう委員さんのご意見等によって転用等していただいているというところがございます。また、遊休農地の対策についても、今現在いろいろ委員の皆さん方で調査もしながらその対策を講じていく、方策について検討も願ってるということでございますので、農地を保全していくという立場から、現時点では農業委員会については必要性があるという認識でございます。

そして農道整備の関係でございますけれども、農道整備といいましても、4メートルの道路を確保していくということでは、土地改良としての要請があった時点でお話もさせていただいております、単に4メートル切れる道路をつくらせていただいても、将来的にはその道路が生きてこないということになりますので、そういう方向で協議もさせていただいているということでございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 私は農業委員会のこのあり方の問題については、担当部長としてのご説明がありましたけれども、行政としてまとまった見解として本当にどうしていくかということについては、むしろ担当部長よりも、この責任ある立場の中からご説明を得た方がいいというふうに思うんですけども、それは少なくとも前々回の議会で私は農業関係についての振興問題については質問をいたしております。随分具体的な関係についても質問いたしておりますが、結果的に現在の状況を踏襲することであって、具体的な展望というものが出てこないのが実態ではないのかというように思うんです。だから確かにまだ農地が存在していることは事実ですけども、農業として自立ができるような体制というものが本当に農業行政として立てていけるのかどうかということになってくると、かなり僕は困惑しておいでになるのではないかと、それが実態ではないのかというように思います。したがって、極端に言うならば、財産管理上一応農地を整備をしているということ、極端に言うたらそういう状態に実はなっているのではないかなというように思うんです。そういう認識に立ってるからこそ、こういう検討会議の中間答申などについてこういう言い方になってしまってるんかなというように私は懸念をしてる。そういう意味でいきますと、単に報酬審議会を開いてこれを検討してくださいということではんと出すということだけではなしに、いわゆる先ほど言いましたように、公選職なら公



選職の違い、それからこの現状というものをつぶさに検討した上で結論を出してもらわないと、必ず混乱を起こすことになるのではないかな。また、口で言うことと実際とは違うという関係を行政が暴露することになるのではないかなというように思うんです。それとあわせて、そういう機運が、それはことしの10月ごろまでに一応結論を出してもらおうということですから、その見解をひとつ示して、そして審議会でもいろいろ参考にしながら議論をされることになるんだろうと思うんです。

一方で、国はいわゆる地方制度審議会などで、今申し上げているような一つの方向が検討されてきているということになりますと、行政として実際に今後、斑鳩町の農業のあり方についてどう考えるのかと。現行制度の関係において十分活用することによって、これからの斑鳩町の農業行政として成り立っていくんだということが言えるのかどうか。あるいは、この中央で地方制度審議会が考えてるような状態というものを十分念頭に置きながら、今後の農業行政というものをどう位置づけていくかということについてさらに検討していこうとするのか。あるいは農業委員会は必要なものであるし、あるいは廃止をして行政庁がそのことの是非を判断するという状態になったとき、やむを得ないと考えるのかどうかということを大きな岐路にあるというふうに思うんです。そういう意味で、もう少しこれは慎重な判断と慎重な答弁というものが必要になるのではないかと、こういうような認識を持っているので、しつこいんですけど、あえてもう一回答弁を求めたいと思うんです。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 私の考えで答弁させていただきますが、松田委員の方から言われております、国の方での調査会、審議会について、現在の農業委員会のあり方については当然、審議、審査をされておると。その方向性はまだきちっとされてないと思うんですが、ただしその方向性を見ながら、これからの農業委員会の位置づけについて考えていかななくてはならないと思います。ただ本町におきましては、市街化区域、そして市街化調整区域の非常にバランスのとれた地域でございます。その中では農地を守っていくということに対する監視の目、これは農業委員の中でやっていただくべきのものであらうと思いますし、今も部長が言いましたように、最近は農業委員会のいろいろな考え方がございますし、非常に休んでる土地が多いと、遊休農地が多いということ、それにつけて流動化、また活性化について、現在、部会を使いながら、どうして煮詰めていったらいいのということも審議されておると聞いております。そういうことも含めた中では、これからの

状況を十分見きわめながら、やはり農業委員会のあり方をこれからも十分検討していかなければならない時期に来ていると違うかなと、このように思います。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 僕はきれいごとを言うてもあかんと思うんですよ。前回は質問しているときのお答えにあったように、また町側がいろいろこの文書で書いてることを見ても、やっぱり農業の関係については後継者難であるということを理由にしてるんですけども、荒れ地がだんだんふえてきてると。農業する人がなくなってきたという。現実には荒れ地がふえてきてるだということ、認識に立って、本当に農業を振興するということになってるのかどうか。少なくともそれを支えるために、いわゆる集落農業の関係を奨励するという以外にもほかにも目新しいものないわけですよ。そういう状況の中で、このようなことが出てくる。じゃ、そのことについて、農業委員会そのものに行くか、どう議論してるのかと。

私が認識が間違いであれば間違いだと言ってほしいんですけども、私も農業委員をさせていただいたことがありますけども、そのときの関係からいって、ここで触れられてるような形に、いわゆる宅地、いわゆる農業用地の転用許可の申請の手続を得るために農業委員会が議決をしますから、そのために議決に応じるという関係が主であったと思うんですよ。そして、その市街化区域であるか、市街化調整区域であるのかという関係が一応問題になったりして、市街化調整区域での住宅の建設などについていろいろ問題にしたという経緯があるんですけども、だんだんそういう形態ちゅうのがふえてきて、形式化されてきてしまってるんじゃないかなというように思うんですよ。そうでないとするなら、それだけに農業委員会としてどう指導していったのかという関係の町としての指針のような方針というものがあっていいと思うんですけども。結果的には、何ら変わりがないと。これは予算書を見せていただきましたも、昨年と、本当の市街地の一体どこにあるんだろうかということなんですね。

先ほど言われてますように、農道の整備なんてのは、この農業から考えて農道整備ということではあるかわかりませんが、実際は補償工事の関係で農地整備だとか何とかという関係になってきて、こういうことをしてるということであって、真に農業を振興ということを考えているとするならば、それなりのことでも結構なんですけども、私は農業の将来を考えると、まさしくそのとおりに言っておれないんじゃないかということになると、例えば農道整備をするということであったとしても、もう少し中・

長期的な展望を持って4メートルという関係をもっと拡幅すると。昔なら、昔って言う言い方おかしいんだけど、昔なら4メートルでよかったわけですよね。広がった。今やったらもう4メートルちゅうのは道路としては余り好ましい形態ではないわけですよね。というようなことからいくと、もう少し新しいまちづくり、新斑鳩の里をつくろうとする限りにおいてはもうちょっとそういう点にわたって物を考える、指導するというのも必要性というのはないのかなというふうに思うんですけどもね。なけりゃないで結構なんですけどね。現状で十分やということになれば、それで結構なんですけども、私は必ずしも今の町の施策というのが農業を振興させていくという施策ではなくて、農業をいかにして維持をするかという関係の施策に正にきゅうきゅうとしてるとというのが本音ではないかと。また、それがやむを得ない措置ではないのかなというように私は思ってるということを申し上げておきたいと思うんです。その辺について、何か考え方があれば聞かせてください。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 今もおっしゃるように、全国的に見る中では、先ほど松田委員おっしゃったように広域農道という団体営に基づく事業がございます。基本的には相当やっぱり4メートル以上の道路構造令に基づく3メートル以上の道路としてるわけでございますが、本町はこれ面積的にも見て、どうにも難しい問題が、拡幅するほど難しい問題もございます。我々といたしましては、やはり4メートルでは現在は道狭いということは確かに思ってるわけです。そういう中で、この農道を整備するにおいてももう少し広く出来ないかというようなことも沿道される方々とも話いたします。ただ、非常に農地に執着があるのかどうかわかりませんが、昔のリヤカーが通ったらいいと、そのような道路でいいというようなこともいろいろ出てくるわけでございます。そういうことも含めながら、やはり農道改修には4メートルということに原則的に進んでおるわけでございますけども、やはり道はこれから4メートルは狭いこと確かです。これは開発していくところでも、もう6メートル以上の道路にしてやと言われてるわけでございます。4メートルでは一方通行という道という解釈をしている。そういう道をだんだんつけ直して、もっと幅の広い道をつけていくということは常に考えております。

○小野委員長 ほかにありませんか。

里川委員。

○里川委員 済みません。ちょっとお尋ねをしておきたいのでお願いします。

102ページなんですけれども、生産調整推進対策費ということなんです、この生産調整の助成金ですね、378万円という助成金については、どういうふうに出されるものか、面積とかそういうものの関連とか、中身ですね、この中身を少し内訳というんのか、わかるように教えていただきたいなということと、それとこの項目で、需用費の中に意外にも食糧費が結構とられてるんです。もう随分前に食糧費は問題になって、議会も確かに食糧費若干あるんですが、視察など来られたらどうしても最小限のお茶菓子など出すのに、議会なんかも若干はとってるんですが、ここの食糧費、いやに金額が大きいなと。ほかでは食糧費ほとんどとってないし、やっぱりこの食糧費についてはちょっと確認だけさせといていただきたい。どういうことに使われるのかということを確認はしておきたいなと。

それと、8目の遊休農地解消総合対策事業です。これは本年度、新しくやるということで、これは当然今、農業委員会の中でも遊休の地を全部地図に上げて色塗りをして、対策をとっていくということで、農業委員会の中でやっていることですし、その遊休農地を解消していこうという中では、そういう事業を取り入れてやっていただくのはいいんですが、ただやっぱりこれもぼんと委託料でこういうふうになってる、じゃあ委託ってどこへどの委託するんやろかっつと。

それと臨時職員の賃金もここで上がってるんですね。臨時職員さんの賃金上がるということはどういうことなんかっていうのが、私ちょっとよくわからないもんですから、そこ、この新しい事業についての中身についてももう少しお尋ねをしておきたいなというふうに思いました。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 まず、1点目の生産調整対策推進助成金でございますけれども、これは町単独補助といたしまして、転作に当たる奨励品目、そのものによって町が10アール当たり6,000円で計上させて、助成させていただいておるところでございます。

それと、2点目の食糧費についてでございますけれども、これはその転作の現地調査にかかります、現地調査が転作の場所、作物、面積について実施、計画書どおり行われているか調査をするわけでございますが、これが日程については終日にわたるため、昼食として食糧費として計上させていただいております。

それと、3点目の遊休農地解消総合対策事業でございますけれども、全体として説明させていただきますと、いけばご承知のとおり、遊休農地解消対策についてでございます

けども、当町農業委員会の方でも向こう3カ年の活動計画においても重点課題とする一つでございまして、この解消に向けた取り組みを行政と農業委員会を初めとする関係機関の連携のもとに実施するための、元気な地域づくり交付金を活用した予算措置を行っているところでございます。

この内容についてでございますけども、遊休農地を把握するための実態調査、それによって地図の作成、それと意向調査、検討会などの開催についての基礎部分と、またその遊休農地の活用を図るための展示圃の設置を行い、優良農地の確保と地域農業の発展のための活動強化対策としまして実施するものでございます。遊休農地を活用して、作付する展示圃の設置としてソバの栽培と景観作物として菜花を10アール程度を考えているところでございます。

それと、臨時職員の関係でございますけども、今説明させていただきました実態調査、また地図作成意向調査等の最終の集計していただく図面を一本化にしていく作業等がございまして、それらに当たる経費として計上させていただいております。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 臨時職員の方の賃金は、図面の一本化するのにそういうふうな作業してもらうために出すんだということがわかったんですけどね。あと、委託料の方なんですけれども、一定の内容のご説明はあったんですが、委託となっておりますので、どういうふうにどこにどう委託しようとしているのかというところがちょっとよくわからないので、そこについてもお答えをいただけたらというふうに思うんですが。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 委託の内容でございますけども、データの抽出作業委託、これは固定資産台帳から不在地主を対象として委託を考えております。不在地主、町外の方でございますけども、それらの調査を考えております。それと、今先ほど説明いたしました、ソバ栽培管理に係る農地借り上げ、機械の借り上げ、あと種とか肥料代の賃金、栽培管理料等で計上しておるわけでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 内容はわかったんですが、じゃあどこへ委託をされるのかということがよくわからないんですが、それはどうなってるんでしょうか。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 委託先についてでございますけども、今、データ抽出に関しては、町の税務課でも委託しております日本電算でお願いしようという形で思っています。そのほかの具体的な内容は今後、農協とまた農業委員会とも協議しながら決めていきたいと思っております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 3点ほどありますので。まず102ページの有害鳥獣駆除業務委託料の件で、これは厚生委員会でもお尋ねしたことがあるんですが、これは県から10万円ほどの補助金をもらってるわけですが、毎年、たしか春夏2回かなと思うんですけど、農作物の被害を守るためということですが、猟友会の方に鉄砲撃ってもらってるわけですが、ただ、この効果ですね、毎年30万という予算を計上して、効果上がってるのかどうかですね。その辺ちょっと再確認させていただきます。

それと、いきいきの里と火葬場の横あたりに、昨年の秋ごろからカラスの大群がかなり、私も何度も見かけております。この件については環境対策と観光課にも以前話してはありますが、どうも聞くところによると上牧方面から来てんじゃないかなとかいう人もいたりするんですけど、私も見たり、それからいきいきの里の職員の方からもそのことは聞いております。これの、要は何か被害があってるかですね、農作物を含めて。何か町内ほかにもそういった現象が見られるのかどうか。この原因は何なのかどうか。ちょっとそれ大分前に説明がしてありますので、その辺のところのわかりましたら教えてくださいませんか。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 今委員もおっしゃるように、農作物の被害を与えるおそれのある鳥類を駆除するというので、奈良県猟友会においてお願いしているところでございます。

それと、カラスが頻繁的にふえてくるということでございますけども、具体的な情報は得ておりません。そんな中、稲葉のナシの時期とか、高安地域とか、幸前、またあるいは三井地区から農作物の被害状況、もうそういう大きなものではなくても、少々あるということも伺っておるところでございます。そういう中で、カラスがふえる原因とかについては、ちょっと定かではございませんけども、カラスは1回に4個から5個の卵を産卵するわけで、非常に繁殖率が高いという形で伺っておるところでございます。それと、今実際に猟友会において駆除していただいております内容ですけども、ちょっと数字的にお答えさせていただこうと思いますが、14年度においてですけども214羽、それと

15年度で148羽、それと16年度で181羽、今年度、17年度において、これは駆除、終了しておりますので、1年間で210羽ということで、年々駆除の数量もふえてきている状況となっております。そういった中で、斑鳩町としてもこういった駆除内容にいたしましても、一番効果があるんじゃないかというところで考えているところでございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 じゃあ次に、103ページ、ソバ・ナノハナ栽培・試験展示等委託料47万7,000円。ちょっと私、先ほどの説明で聞き漏らしてたらちょっと、同じ私の質問になったらお許しいただきたいんですが、たしかこれ新規事業で今回、来年度こういう予算とったわけですけど、コスモスのような観光景観という色彩ではないのかなと思うんですが、ちょっとダブってたらお許しいただきたいんですけど、その場所とそれから目的、ちょっと教えていただけますか。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 目的でございますけども、先ほども説明の中でお答えさせていただきましたように、遊休農地の対策の一環として、優良農地の確保していくということで考えておるものでございます。それと、場所についてでございますけども、まだこれも年度初めから計画いうんか、その場所を検討してまいりたいと。ただ、今言える範囲内では、その景観作物、菜種などのものについては法隆寺、岡本方面で検討したいと我々思っておるんですけども、これも農業委員会の中で検討していただきたいというふうに思っております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 それから、同じく103ページの松くい虫伐倒駆除業務委託料の件ですが、これも毎年やっているんですが、最近でも松枯れの被害があるという、松くい虫で松枯れの木を伐倒してるという、町内でそういうことはあるんですか、まだ倒してはいるんですか、もうそれともほとんど全部倒れちゃってるんですか。その辺どうでしょう。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 この松くい虫の防除対策でございますけども、今おっしゃるように、松くい虫に冒された被害木を伐倒いたしまして、枝払いとか、玉切りにして、そこへ蔓延しないように薬剤散布、注入いたしまして、防除している内容でございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 ですけど、松枯れの松がまだあるのかどうか、そいつを新たに切ってるのか、今も現在も全部下に倒れたやつをそれを拾って、それを散布したりして駆除してるのか。これはどうなんですか。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 松枯れ、立っているものをぱっと切り倒して、今言いましたような形で駆除しているというところでご理解願います。

○小野委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって第5款農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

11時まで休憩いたします。

(午前10時46分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

次に、第6款商工費についての審査に入ります。

説明を求めます。

藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 それでは、第6款商工費につきましてご説明申し上げます。予算書の104ページから108ページでございます。

商工費全体では本年度予算額は1億513万7,000円、対前年度63万2,000円、0.6%の減でございます。

まず、第1項商工費、第1目商工総務費でございますが、本年度予算額は3,391万2,000円、対前年度169万6,000円、4.8%の減となっております。主なものといたしましては、職員にかかる人件費と斑鳩町シルバー人材センターへの助成金として、高齢者の豊かな知識と経験、技術を生かす活動の場づくりを促進するというものでございます。

次に、105ページでございます。第2目商工業振興費でございますが、本年度予算額は1,532万8,000円、対前年度82万5,000円、5.1%の減となっております。主に商工会への補助金等でございます。日本経済は上向きと言われておりますけれども、斑鳩町の中小企業者は依然として厳しい状況であると考えております。中小企業者の成長、発展、雇用振興に資するため、町内商工業者の債務保証に係る保証料に対して、引き続き助成を行うとともに、斑鳩町の商工業の活性化と地域経済の発展を



図るため、経済安定事業を進める商工会への補助金でございます。

次に、同じく105ページからでございます。第3目観光費でございますが、本年度予算額は1,206万1,000円で、対前年度76万2,000円、6.3%の減額となっております。主なものとしましては、観光事業推進のための観光協会への補助金855万円であります。「桜祭能」や「もみじ祭り」など各種イベントの開催や歴史ウォークの開催など、斑鳩の歴史や文化を認識していただく機会づくりの提供をしていただくよう支援をしております。また、木造の世界遺産を活用して、日本の木造世界遺産の魅力を広め、観光客の誘致拡大を図ることを目的とした、日本木造の世界遺産市町村連絡協議会に加入をすることにより、斑鳩町にある世界遺産の観光資源とした誘致活動を行うため、市町村連絡協議会への負担金150万円でございます。

続きまして、106ページでございます。第4目観光会館費でございますが、本年度予算額は39万円、対前年度6,000円、1.6%の増となっております。観光会館の維持管理に要する経費でございます。

次に、106ページから107ページにかけてでございます。第5目消費者対策費であります。本年度予算額は49万2,000円、対前年度7万6,000円、13.4%の減となっております。消費者保護対策といたしまして、引続き専門の相談員による消費者相談を実施し、複雑多様化する相談に対応をしております。また、住民を対象に生活の合理化に資するための生活設計、家計管理に関する学習会を開催をしております。

続きまして、107ページでございます。第6目歴史街道ネットワーク事業費でございますが、本年度予算額は860万7,000円で、対前年度7万4,000円、0.9%の減となっております。恒例となっております「太子ロマン斑鳩の里観月祭」の開催に要する経費に加え、斑鳩の伝統的な秋祭りを中心とした住民参加によるふれあいを目的として、平成12年度から実施されております「斑鳩の里ふるさと秋祭り」開催に対しまして、実施主体であります実行委員会に対しまして助成でございます。

また、JR法隆駅から法隆寺までルートにつきまして、まちづくり交付金を受け入れまして、4カ国語表示のサイン整備に係る経費を計上をいたしております。

次に、第7目法隆寺iセンター管理費でございます。本年度予算額は2,005万3,000円で、対前年度80万3,000円、3.9%の減となっております。観光情報発信の拠点施設として、住民相互の交流の場として活用いただいております法隆寺iセ

センターの管理費でございます。本年度より指定管理者制度の導入をいたしまして、管理運営をさせていただきます。指定管理者といたしましては、斑鳩町観光協会を指定し、効果的で質の高い管理運営をめざすもので、これにかかる委託料が主なものでございます。

続きまして、108ページでございます。第8目観光自動車駐車場運営費でございますが、今年度予算額は1,429万4,000円で、対前年度359万8,000円、33.6%の増額となっております。観光自動車駐車場におきましても、法隆寺iセンターと連携をとった運営を行うということから、指定管理者制度の導入を行い、指定管理者による管理運営を行うものでございます。指定管理者としては、法隆寺iセンターと同じく、斑鳩町観光協会を指定いたしました。iセンターと連携した管理運営を目指しております。また、古くなりました駐車場のトイレをまちづくり交付金を利用いたしまして改造の計画をいたしております。それらに係る経費が主なものでございます。

以上、簡単でございますけれども、第6款商工費の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○小野委員長 第6款商工費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑を受けいたします。

予算に関する説明書の104ページから108ページまでです。

どうぞ、松田委員。

○松田委員 斑鳩町の登録者って言ったらいいんかどうかなと思うけど、商業を営んでる人は何ぼあって、工業を営んでる人は何ぼあるのかなあ。それで、そのうちの商工会に加入してる数というのはどのぐらいあるのかということをもっと聞かせてもらいたいと思うんですけども。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 商工業の件数でございますけど、全体では今ちょっと報告できない状況でございます。それと、商工会に加入されている件数でございますが、511件でございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 結局はこの商工会の加入の関係ちゅうのは、全体の関係をやっぱり聞かないと言えないと思うんですけど、511件という関係の内訳ちゅうのは一体どうなってるのやろうな。この511件の中での商業の関係と工業の関係ちゅうのはどうなってるの

かな。そして、大口店舗なんかの関係ちゅうのはどうなってんのやろかなと、それは商業の関係でもですね。あるいは工業の関係ちゅうのはどんなことが入ってんのかなという関係についてね、一体これ何%になんのかなということなんかを具体的に見ないとわからんと思う。私の自分自身の関係では、商工会の関係なんかについてももう随分古い昔からの商工業として斑鳩にあった人だけになっていくものとかやうんかいなど。新規の関係ちゅうのはどうなってんのやろなあというのがちょっと疑問がありますんでね。この辺ちょっとはつきりしてほしいと思うんですよ。だからその辺をちょっと聞きたいと思うんですが、わかりませんか。だから、もしわからなかったら商工会の加入者の511件の中分、内訳だけ何とか聞かせてもらえませんか、まずは。

○小野委員長 暫時休憩します。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時11分 再開)

○小野委員長 再開します。

今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 今のご質問の件につきましては、後ほど調べて、またご報告させていただきますと思います。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 それで結構だと思いますけどね。私はやっぱり今、聞いたことちゅうのは基本だというふうに思うんですよ。それで、毎年この商工会の関係も、先ほど言いましたように農業と同じような格好で、斑鳩町、意外と商売になりにくいんか、変遷が非常に激しいと思うんですね、商店の関係の変わり方も。そういうことの実態を把握してないということ自身が、商工会ちゅうのは形式的に予算を組んでるけど全くマンネリ化してしもうてるということの意味してるのかなあと。具体的に聞こうと思うたら、これ商工会に聞いた方がまだましかもわからへん、ほんま言うたら。恐らく行政もそういうことになっていくんだらう。私、行政自身として商工会の振興のために一体どうふうを考えているのかと、全くこの形式的な関係で考えてるということになるんだと思う。しかもその商工会の関係ですね、いわゆる観光の面というものについては、何を重点に置いてるのかと。商業と観光を重点に置いてるのかですね、わからんわけですね、この辺も。だから、全くいわば商工会の関係ちゅうのはこういうふうに予算がこうやって出てるのは実際毎年同じようなことが踏襲されていて、具体的な発想あるいは真に振興しよう

いう発想というものが非常に欠落してるんじゃないかということ指摘したいわけなんですよ。できるだけやっぱり実態というのは的確に把握し、そしてそれに具体的に対応できるような体制というのは非常に難しいんだと思うんですけども、そういうこと考えてもらわないと、斑鳩町の商工会ということが成り立っていかんのじゃないか。しかもその中でつけ足しのように観光なんかを言うてみても、全くそれはおざなりになってしまうということで、観光の面はもう少し違う視点があるというふうに思うんですよ。だから、そういう意味からいってみても、どうもマンネリ化してるような感じ。それは一体何かといいますと、行政自身がこれに対する分析の把握の仕方というものが非常に欠落してると。そしてマンネリ化してしまってるいうふうに言えるのではないか。この辺がもう少し強化措置をとるようなことを考えてほしいというふうに思います。以上です。

○小野委員長 今の件で、特に財政援助団体等の監査で昨年、商工会をされてるということも踏まえて、やはりそれをきちっと、松田委員がおっしゃってるようにつかまえて、予算を組み立てるべきだと私も申し添えますので、よろしくお願いします。

ほか、ございませんか。

嶋田委員。

○嶋田委員 106ページの観光客実態調査の実施ということなんですけれども、この方法、どのような実態調査をされるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 この観光客実態調査でございますけども、観光客につきましても今現在、法隆寺の参拝客数に一定の指数を乗じた数字をもって町の観光客数としてまいったところでございます。この指数についても、根拠とするデータもございませんので、実際のこの調査を行うことに当たりまして、実際の数字により近いものを得るために調査をするものでございます。計画といたしましては、年間、数の状況により、数の状況いいますのは、観光客の多い時期、少ない時期、それらを見る中で年間4回の実施を考えております。これは法隆寺南大門と東大門夢殿付近、あるいは法輪寺、法起寺周辺で、この3カ所によりまして、観光客をカウントをしていこうということを考えております。それとあわせてリピーターとかそういった観光客の数字を把握するために、アンケート調査もあわせて実施してまいりたいと考えておるところでございます。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 今やられることはいいと思うんですけども、なぜもっと早くそういうことをやっておられなかったのかということ、そして場所が法隆寺、法輪寺、法起寺ということなんですけれども、まず玄関口の法隆寺駅でも行えばええことだし、また町内の観光地というのはそれだけではないように思います。それぞれの観光地でもそういうふうな調査をしていって、斑鳩町に来られる観光客という認識でもって、法隆寺やとかそういう名所に来られるんやなしに、斑鳩町に来られる観光客という認識を持っていただいて、調査に当たっていただきたいとは思いますが。

それと、観光駐車場のことに関しては一般質問で言いましたのでもう言いませんけれども、観光駐車場の、これが108ページですか、トイレ改修工事、このことに関しては改修工事ということなんで、現在のトイレの大きさでもってやられるとは思いますが、こういうことなら使い勝手のいい広いトイレということでお願いしておきたいと思えます。以上です。

○小野委員長 答弁はよろしいですか。

○嶋田委員 はい。

○小野委員長 ほかにございませんか。

里川委員。

○里川委員 済みません。105ページにありますシルバー人材センターなんですけど、非常にシルバー人材センターの皆さん方には町の事業に関しましてもいろいろと委託をさせていただいて、ご活躍いただいているということについては結構なことだとは思っているんですけど、このシルバーさんの方ですね、おおむね60歳以上の年齢の斑鳩町の人口とそしてまた加入がどれぐらいあるのか、どの程度の率でこういう活動をシルバーさんでやっていたらいいのかなというものが、ちょっと私自身は知りたいなというのが1点。

それと、一般質問などでもこれまで系統的に同僚議員の方から青年の雇用対策という問題なんかもやってきてるわけなんですけれども、どうもそれに質問させていただくことによって、広報への掲載とかもいろいろやっていたらいいんですけど、どうも県がすべきことで、町は何か物すごく対応が消極的な気がしてならないんですね。国の方の予算を見ても、その若者自立挑戦のためのアクションプランという、国の5つの省庁が2006年には761億4,800万円という予算を組んで、各都道府県にやらすわけですよ、いろんな。新しい事業もあります、ニートなどの対策の中で。そしたら、やっぱりそういう情報を早くキャッチして、斑鳩町でそういう状況になる方を減らしていく

ための努力、こういうものをやっぱり担当課も意識して、ぜひとも逆に県へ働きかけて、県が消極的やったら県にもっとやってくれな困るというて、町の方から言うていくぐらいの姿勢を持ってほしいなというふうに思ってるんです。それと申しますのは、私ら周辺でも、ニートと呼ばれる状況に陥っておられる青年の方たちのことをよく最近はやっぱり目にする、耳にするようになってきているということで、やはり斑鳩町の将来を私自身も心配してる場所なんです。職員さんも定員管理の中大変、減ってきて本当に仕事もいっぱいあって忙しいのはよくわかるんですが、この商工費についても職員さん3人配置、予定をされておられます。そんな中で、町の職員さんどこまでできんのかという問題もありますけれども、やっぱりそういう問題意識を持って仕事についていただきたいというのが私の思いです。それらの新しく、また予算大きく組まれてる中で、斑鳩町でやっぱり取り組み、よく研究をしていただいて、県がやったらやったことをやっぱりよく啓発をしていただく、そのことを十分にやってほしい。また、18年度において、そのことについてどのようにお考えになってるか、きちっとお聞きしておきたいなというふうに思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 シルバー人材センターは今現在、2,700人で3,000人弱だと思っております。それと今、若者の就職の関係等ですけども、これはこの間も一般質問でございましたように、私の方の関係等についても広報で奈良ジョブカフェとかいろんな関係で広報に周知をいたしてます。できるだけやっぱり今、問題になってるニートの問題とか、ああいうような関係等について、やっぱり県とあるいは県と連携をしながら、そういう施策等についてどうしていくのか、いろいろとされております。そういうものを十二分に検討していく中で、やはりこの就業について、今、若者がどうあるべきかということをやっぱりとらえていくことが一番大事だろうと思っております。そういうことの中で現在フリーターが多い中で、就職先ということが必ずしも本人が就職したいと、定まって就職したいという希望あるか、あるいはフリーターであるのか。そこらはニートでも関係等でも十分研究をしていって、そこら県との連携を図っていきながら、そういう情報交換をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 できましたら、私自身は何%ぐらいの方がそういうふうにシルバーへ加盟していただいているかということも把握したいと思っておりますので、先ほどの、すぐ出なかった

ら結構です、今後のために。今、町長、2,700人ぐらいということでお答えいただきました。きちとしたことはまたお聞きしたいと思います。

後段の方なんですけれども、今、町長も取り組むと言うていただきましたけれども、これ例えば、本当に国、いろんなことをやって、いろんな都道府県にいろいろおろしていつてる中で、全国の中でも一定規模以上のハローワークに若者ですね、若年層に対するジョブサポーターなんかを特別に何百人配置しますとかいう、こういう施策があるんです。そしたら、奈良県の中で一体ハローワークにちゃんとそういう人が配置されてんのかとか、そういうことについても意識を持って、私たちもちろんそういう研究もしますが、行政がやっぱりそういう意識を持って、奈良県の方でもきちっとそういうふうにして国の施策にのっとって、せつかく国がするとなったら、もう県もそういうのをとりに行き、積極的にやってくれてんのかと、そういうことを町の方は目を光らせて、斑鳩町の若者の皆さんのためにやっぱりぜひともやっていただきたい。こういう個別の施策がいっぱいあるということも今、一つ紹介いたしましたけれども、ぜひとも今後、18年度に向けて研究をしていただきたいということをお願いをしておきます。

○小野委員長 暫時休憩します。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

それ答弁はよろしいですか。

○里川委員 はい。

○小野委員長 ほかに。

松田委員。

○松田委員 いま一つ私、例えばこの予算の組み方というのはこうなるのかもわかりませんが、斑鳩町の関係で、商工費として第6款で出てるんですけど、これは本当にこういう組み方でいいのかなという感じもするんです。ずっと見てまいりますと、商工会でここで見ると、4、6あるいは3、3ですね、3、4、6、7、8のうちにはほとんど観光の関係ですよ。そういう意味からいうと、どこに重点を置くか、非常にぼけてしまうという格好になってると思うので、特にこの斑鳩町の場合、所管の関係で課を見てみますと、観光産業課になってるわけで、このことは一般質問でも申し上げた経緯があるんですけども、観光としてどの程度まで積極的に対応しようとする

る体制をとってるのかどうかというふうにも思うんです。私はそれが観光という限りなら、一応、教育委員会が所管をしている、例えば藤ノ木などの歴史的な古墳の関係ですね、これが今後、観光と位置づけていくんかどうかいということなどがあると思うんです。ということになってまいりますと、どうも縦横の連携の関係が行政上、やっぱり矛盾があるのかなと。その辺をどう調整をするんかという課題が一つあるような気がするんです。この分が一つなんです。

だから、そういうことに対応しようとする、今のよう予算の組み方なり、観光産業課という関係で、産業の方は余り出して、観光の方に教育委員会と分かれた分野が非常にあるという面から見て、一体どうなんかなと。だから、観光産業課の存在が、言葉はよくないんですけど、何か中途半端な存在になっていると。それで、あるいは所管が違うと、これは所管が違うとかいう関係になってきてるような姿の中でのいわゆる商工費、会費になって、その中で目が出てくるというふうな関係が、先ほど言われているような状態に今なってくるんかなあと。要因があるんじゃないかなというふうにも思うんです。

だから、そういう意味からいきますと、例えば観光って限りに限って斑鳩町の特徴としては、やっぱり法隆寺があって、そしてその国宝なり重要文化財だって、あるいはどっちかいうたら、先ほども言われているように、法隆寺だけではなく、三井、岡本のお寺の関係もありますけども、法隆寺関係だけでなしに、まだあちこちにいわゆる重要文化財になってる仏像なんかがあるわけですよ。あるいは名ばかりというたらそうかもわかりませんが、やっぱり名所と言われてるところもあるわけですし、そういう関係というのは、観光としてどうPRしようとしてるのか、行政としてですね。ところが、そういう面から見ていくと、名前は持っているんですよ、観光産業課と。斑鳩町の特徴的なものが一つも記聞されて来ないということが、年々観光客の出足を減少を招いていっていると。そして、今、先ほども書かれていますけど、調査をするんやと。しかし、これは人任せの調査になってるというふうにも思うんです。全くみずから把握してるものという関係のものが出てこないんですけど、そういうところにやっぱり欠陥があるんちゃうん。

だから、これは所管の総務委員会でも言いたいとは思いますが、あるいは機会があったら申し上げていきたいと思いますが、どうしてもやっぱり縦横の相互の連携ですね、そういうものが不十分になってるんちゃうかな。例えば、今ここで申し上げる



ことが適当かどうかわかりませんが、藤ノ木の関係あるいは観光文化センターの関係とか、中宮寺の関係とか駒塚の関係とか、そういう関係について、いろいろと歴史的な古墳を擁する斑鳩町という関係ですと宣伝の材料にしてるわけですし、町政の一つの指針でもあるわけですね。そういう関係が全然この観光のこういうところに出てこないという関係については、やっぱり制度の欠陥があるんじゃないかなというふうに思いますので、この辺を検討する必要があるかなという感じがするということについて、私は思うんですけども、だからそういう意味で、担当者なんかも非常に苦悩してることがあるのかなあということと思うんですけど、その辺についての見解をお伺いしたいということと。

それから、これは前にも言ったことがあるんですけど、観光会館ですね、もうまさにこれは確かに観光会館として建設した、これはもうかつてのナカタニクゾウさんが県会議員だったときの、斑鳩町に対する最大の功績として残ってるものなんですけども、もはや観光会館の用を呈してないんじゃないかなというふうに思うんです。それで、しかもこれがいわば道路面積になってる部分にも侵害してるという建物であることも事実なんです。ですから、そういうことからいって、もう少し考え方を考えてみてはどうかと。もう少し有効利用ということで、改造なんかをいろいろしてもらってきているんですけども、どうしても観光としては今はあんまり役立っていない。むしろ地元民の集会的な関係として、生き残りをいただくというふうな姿にはなってるんですけども、かつて私はむしろ観光会館というのはそういう意味で、欠陥というのは駐車場が確保できないという関係もあるんですけども、もう道路を一部占用してるということなどなどから見て、斑鳩としてはあの観光会館ちゅうのはむしろ撤去してはどうだということ言うたこともあるんですけども、もう事実上、観光会館としての用は呈してないんじゃないかなというふうに思うんです。とするならば、ここに言ってるように、斑鳩町の観光会館として余りにもどうかと。だから、どうしても置くんなら、名前変えたらどうやと、もう。ほんで、地元で管理を任せて、地元に使ってもらおうというんなら、もうそういうことにするとかいうことにせんと、どうにもこの看板はええんやけども、それはほんまに。実際にはそういうふうに使われないという実態だというふうに思うんですよ。それをいつまでもこういうふうな格好にして、ここで書かれているような予算を計上していただくという関係については、もう少し検討する必要があるんじゃないかなという感じがするんですけど、この辺はどうなんでしょうか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 今、松田委員からこの観光の関係等について、教育との関係も連動するというところでございますけども、あくまでも教育委員会というのは一応藤ノ木古墳という一つの歴史的施設の関係等についての政策等を考えてやっていただいています。ただ、あそこに観光として見学に来られる、そういう一つの関係等もしていかなかったらいけないのではないかと考えてます。いずれにいたしましても、この観光ちゅうのは、法隆寺があり法起寺があり中宮寺があり、あるいはまた法輪寺があるという一つの中、あるいは竜田川という一つの、昔の歌われた関係の川があって、そこで農業祭りをしてるといような一つの景色があるんですけど、そういうことも踏まえて、いろいろと観光の関係等についてのこの予算の組み方等がどうかということのご指摘いただいています。

いずれにしても、しかし観光としての一つの関係等について、今予算的にこういう形をとらせていただいています。教育委員会と連動する面はありますけれども、私としてはやっぱり観光客誘致の関係等について、そういう史跡があり、あるいはそういうお寺があって、国宝あるいは世界文化遺産という一つの、この斑鳩町がこの世界遺産に登録されているのは、町単独でというのはこれはもう明らかに、法隆寺をされた一つのまちでやっていくのは世界的には日本では斑鳩と姫路の世界遺産だと私は自負しております。あとは何個かにまたがっての関係等についての世界遺産であろうと思います、そういうことを踏まえる中で、観光行政がどうあるべきかということも、今松田委員がご指摘でございます。今後そういう点等について、また職員とも研究しながら、いろいろと予算の関係等についてしていくわけですけども、ただ、今現状としては、もうこういう形になっておりますけども、今後そういうことで研究をしてまいりたいというふうに考えてます。

それと、観光会館の関係等についても何回もご指摘をされてますように、以前からもあの観光会館のあたりはだめだということで、トイレ改修からあるいはリニューアルちゅうことで、取り壊していただきました。そういう点では、割と活用はされておると、私は何回か行きますと、特に最近小地域でもあこでされたところもございませし、あるいは祭りで終わった、あとそこでされることもあるし、またダンスをやっておられる方もございませ。いろいろとそういうご利用がある。ただ、名前が観光会館という一つのあれで、この観光会館、という名目がいいのか悪いのか、そこらの関係等について今後披露していくことがあろうと思いますけども、今現時点で、道路の拡幅等についても、1

軒の方が観光会館の前やもんですから、その関係等も、いずれは整理ができてきたらそのことも十分踏まえて、将来的にはやっぱり道路の関係については、以前からも6メートルということでやかましく指摘をされてますように、もうやっぱり道路としての拠点をしていくことも大事だろう。今現状は観光会館という名目ですけども、その名目がどうか、いつまでもこういう形でいいのかということをやっぱりこれからも研究をし、職員の中で検討させてまいりたいと思ってます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 確かに観光行政とそれから教育行政との関係について、今の町長から言われてる見解もわかるんです。私もそのことについては反対ではないんです。少なくともやっぱり所管が教育委員会だからということではなしに、今後やっぱり観光の一つのルートとして重視をされていく形で今整備をされようとしているんですから、少なくとも私、所管をする観光産業課などとの連携というか、連携をやっぱり密にしていくという関係で、縦横のいわゆる不合理性というのを除去していくという努力を当然すべきではないかなというふうに思いますので、そういうぐあいに努力をしていただきたいというふうに思うんです。

それから、観光会館の関係は、今言われてますように、やっぱりかなり構造の、内部改造していただいているのは事実だと思います。やっぱり欠点はあの階段ですよ。それやることも事実を象徴してますが、そういう中でもなおかつ需用がふえてきてることはわかるんですけども、名前がやっぱりあんまりふさわしくないなと思うんですよ、観光会館。斑鳩町の観光会館っていったらもうちょっと立派なもんやと思いますわな。そういう意味では、もう少し観光会館ちゅう呼び名だけでももう少し検討してみて、何かもうちょっと地元民が使っていただくなら、地元に着したような会館の名前、何とかしてもらって、観光会館ちゅう麗々しい名前、看板は書きかえてはどうか。もっと謙虚に、謙虚はどうかという感じはしますんで、これは必ずしも町長と見解を異にしてるわけではありませんから、そういう感じで今後検討してみてください。以上です。どうもありがとうございます。

○小野委員長 ほか、ございませんか。

三木委員。

○三木委員 107ページの観光ルート方向サイン設置工事の件ですが、説明によりますと、法隆寺の駅から法隆寺いくまでのサインということなんですけども、どんな案内板

になるか。それと形状、大きさ、それと7カ所、4カ国語ということなんで、その大きさとか、形状を聞きたいんですけども。それと7カ所のルートなんですけど、駅からということは多分北口からだと思うんですけど、もう一つ南の方の乗客に対してのサイン、これは入ってんのかどうか。その辺ですね。これをちょっとお聞かせいただけますか。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 観光ルートの方向サインの設置でございますけども、ただいま質問されております法隆寺駅南口に関しても、1カ所計上を考えております。今おっしゃっていただいておりますように、JR駅から法隆寺までの7カ所の設置を考えております。その内容でございますけども、日本語、英語、中国、ハングル文字と4カ国語で設置していきたいと考えておるところです。大きさ等については、ちょっとまだこれから検討してまいりたいと思っております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 それと同じく107ページの斑鳩の里ふるさと秋祭り実行委員会の補助金の件なんですけど、これもいろいろと議論が出たところでございますが、以前500万という予算とって、今回、ことしは300万ということなんです。これが500から300という減ったことについて、実際に祭りの実行委員会の方に委託するわけですが、祭りの内容が減ったことによって、少し貧弱にならないのか、寂しくならないのか。町民の方も毎年来るわけで、そういう印象を与えないかどうか。また、そのことによって、太鼓台が出ないということも起こり得るのかどうか。まだ実行委員の方とご相談してないのかもしれないけども、心配するのは、そういった寂しくなるのではないかと。せっかく開くんですから、もとの前と同じような形を考えてらっしゃるのか、その辺のところをお聞かせ願えますか。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 もうご存じのように斑鳩の里ふるさと秋祭り、これは平成12年から実施して、そしてことしも18年度も継続させていただきました。こういうことで計上させていただいたわけでありまして。ただ、ご指摘のように、これまでは500万の補助を斑鳩の里ふるさと秋祭り実行委員会に支出しておりました。いわゆる200万円の減と、こういうことでございますが、実行委員会での事業執行費用といいますか、そういう内容を見させていただく中では、非常に節約できる面がある。またかなり余計なものが出てくるようなこともある。そういうもんが現実には実行委員会の中で検討していただければ抑

制できるの違うかと、こういうことを全体的に考えまして、300万のお金を実行委員会に補助するというで決めさせていただいたわけなんです。実行委員会といたしましては、やはりこの300万の補助の中でどうしていくか、また収入もどういう形の収入もあるかどうかということも、18年度、この前の10月までいろいろ決めていただいて、この範囲の中でこれまでどおりの実施をしてほしいなど、このように思っています。

ただ、何度も言われるように、いわゆる当初の目的、事業効果がすたれるようなことになっても困りますから、そういうことのないように、実行委員会でいろいろ練っていただいて、すばらしい斑鳩の里ふるさと秋祭りを実行してほしいと、このように願っているところがございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 今の説明だと、余計なものを削るということですけど、その余計なものというのは、例えば屋台とかですね、染物屋入ってたりするのか、具体的にはちょっとお聞きしませんでしたけど、それと太鼓台なんですけど、これ町としては実行委員の方とも話しすると思うんですけども、町とすれば以前と例年通りの太鼓台が出てほしいということをお願いするのか、お考えになってるのか、その辺いかがですか。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 太鼓台につきましては、太鼓部会で十分練っていただくということになりますけども、これまででは先ほど申し上げましたように、当初の目的いうのができない。例えば、龍田の太鼓台については非常に盛り上がった形で会場内でやっていただいている。ところが法隆寺はいつ来て、いつ帰ったかわからんというようなことが起こりますから、やはりそこらも十分実行委員会で検討していただいて、太鼓台の参加は自由とか、いろいろなこと決められると思うんです。そういう内容を実行委員会で決めていくということが必要でございます。このように思います。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 今もちょっと法隆寺の話出ましたけども、法隆寺に対しては、以前からも当初からも、自分の地元だけでやりたいんだという意向があるようです。それと、12月度の一般質問の浦野委員がやはり龍田の太鼓台についても、やはりそういう時間的な苦勞があるから、その辺もということで、ちょっと大変だというようなことを質問されました。そんなことで、せっかくやるんですから、全太鼓台が出て、盛り上がりは例年どおりということをお願いしたいわけですね。そういう心配をちょっとしてるわけですが、

できることならば全太鼓台が出ていただけるということを望んでいるわけで、質問させていただいたわけですから。

次に、108ページ、浄化槽、雨水貯留施設転用工事ですが、これは私ちょっと勘違いしてて、駐車場の方のトイレのかなと思ったら、iセンターのトイレの浄化槽の工事なわけです。これたしか2つあって、小さい方の浄化槽の方を転用して、あの周りの花壇ですね、雨水を利用してまいていくということなんですけど、実際に今、iセンター、公共の建物ですが、そのほかに浄化槽用工事ですね、町内の公共用施設で既に転用工事も幾つかやってると思うんですけど、その辺についてはいかがかということと、それと建水でも民間利用の建設等については説明してると思うんですけども、現在までの民間の数ですね、それと当初、町がはじいた普及ですね、この普及率、その計算どおりになってるもんかどうか。それから、民間の人たちの声ですね、それはどういう声かなということをお聞かせいただけますか。

○小野委員長 下水の方からでも答弁できるならやってください。

谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 まず、ご質問ありました件で、1点目でございます。町内の公共施設でどの程度利用されてるかということでございます。公共下水道につきましては、平成17年度から供用開始しておりますが、現在、法隆寺消防コミュニティーセンター、これが現に浄化槽、雨水貯留し、転用をしていただいている、ご利用いただいておりますという状況でございます。そして、ことし、平成18年度、現在のこの予算で今確認いたしておりますのは、今いただいておりますiセンターと東公民館であるという確認させていただいております。それとあと、民間利用の数でございますが、2月末で5件、利用いただいております状況でございます。この今、委員おっしゃっております普及率につきましては、この浄化槽の雨水転用に対する普及率でございますけど、当初、もとの採択要件といたしまして、あれは50件ですね、採択要件としまして最低50件を予算計上しておりました。現段階では5件の接続をしていただいているという状況でございますが、また今後におきましてももっと啓発活動に努めて、もっとふやしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○三木委員 この普及率については、当初から数字に上げられたときからちょっと無理かなという数字だったと思うんですけど、それにしてもちょっと少ないかなと思うので、ちょっとやはり計画してるんならば、普及啓発等を努力していただけるようお願いして

おきます。

それと、同じく108ページの駐車場の公衆トイレ改修工事、ちょっと同僚議員からも先ほどありましたけども、この件に関してはもう3年前から一般質問でも実際に非常に狭い、特に外国人が入られた場合ですね、私も入りました、それからここの北村部長も実際に入って見ていただきました。やはり足がつかえて扉が閉まらないというようなことも現に私自身が経験してるわけですが、これが特に私が見て、女性の外国人の方ですね、来られると、わあ、頼む、iセンターのトイレ行ってくれと、もう心の中で思ってたんですけども、やはり外国人の方が来られて、法隆寺の印象としては、中の、素晴らしい世界遺産の中のいろんな仏像関係の印象より、何かトイレの方の狭くて入れなかったよなんて、国へ帰ってそんな印象を残したんじゃないかなと、非常に嫌な思いもちょっとしておったんですけど、ブース等の改良も今、町なりにお考えいただいており、そういう意味では3年かかってますけど、できたなと思って感謝はしております。

それで、まず、この中で予算概要の中の説明見ますと、バリアフリーということをやっています。実際に具体的にバリアフリーはどのような形でやられるのか。

それと、柿の葉ずし側の入り口の蛇腹の左右に引くやつ、扉ですね、あれは今あると思うんですよ。あれはあのまま取りつけておくのかどうかですね。

それと、もう一つは、今は24時間オープンになってると思うんですが、いつときは閉めたんですけどいろいろといたずら等がありましたもんですから、オープンしたんですけどね、また。これが改修工事が終わってからも今までどおり24時間オープンにするのかどうかですね。その辺をお尋ねしたいと思います。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 観光自動車駐車場のトイレの改修についてでございます。このまず主な改修内容についてでございますが、男女洋式トイレのスペースが狭いというところがございます、まず2個を1個に改修をし、改善を図りたいと思っております。それと、男子小便器を換気式に改造、あるいはまたそのほかに床と外壁の改修もあわせて検討しておるところでございます。スロープの件につきましては、バリアフリーの件につきましては、南側の入り口付近で、今現在、既設の浄化槽がございます、この状況が駐車場の地盤よりもちょっと高く上がるとという形で、トイレとの段差がついておりますので、今回この浄化槽の撤去によることによりまして、スロープもあわせて改善、改良してまいりたいと思っております。

それと、北側の蛇腹部分をどうするかということですが、トイレの目隠しに使われておりますので、このままの形で置いときたいと。ただ、外壁の補修するときの様相がえとかするときにあわせて考えてまいりたいと思っております。

それと、24時間あけるかどうかということについてでございますが、今までからのいろんな問題がある中で、今まで同様24時間あけて使用できるような状態で保ちたいということで思っております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 今の話の中で、浄化槽はじゃあそのままなんで、雨水利用、そういうことはしないということですね。

それと、この蛇腹についてはそのまま置いとくということですけど、その入り口のところのシャッターですね、これ多分上がったままになってると思うんですけど、これはもういじらないんですな、どうでしょう。

○小野委員長 今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 この実施設計に伴いまして、さらにその具体の構造関係を調査することによりまして、判断してまいりたいと思います。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 24時間オープンということなんで、私もどっちがいいのかなと思って、当初はいろいろと犯罪等が起こったらいけないのでということで閉めとったら、いろいろと新聞等でいたずらがあったからまたあけたわけですけど、きれいになったんで、駐車場に利用以外の方も、24時間オープンということは、駐車場利用以外の方にも利用していただくちゅうことですね。それはそれでよしとして、しばらく様子を見たらいいんじゃないかなと思ってます。以上です。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ちょっと、ふるさと秋祭りのことで出ましたんで、私も申し上げときたいなと。いや、太鼓台みんな出るようにということやったんで、逆に私は法隆寺地域でも五丁町なんかも太鼓台重うとうても余分にいくのかなんねという話で、今までから大概言うてきましたし、それと各自治会に補助金という形で出すのがどうかという問題やら、龍田の方も太鼓台が実際に自分とこの地域でやらはる日と、この秋祭りの日とが違うという問題とかもあったということで、私自身は、でも保育園の子どもさんや幼稚園の子どもさんが話して集まってきはったら、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母



さんとか、また身内の方とかたくさん集まってきていただいて、すごく和やかないいお祭りやと、そしてまた東小学校の、東小ソーランですね、あれももう本当にいいイベントやなど。運動会で見れない方にも見ていただいてね。だから、そういう子どもを中心になるようなお祭りなんか、ああいう盛大なお祭りなんか考えたらどうかなとか、以前にもそういう提案もこれまでさせていただいてきた経過もあるんですが、とりあえず私は希望としましては、実行委員会開いていただきまして、実行委員会で十分やっぱりそれぞれの地元の意見をお聞きいただいて、そしてやっぱりできるだけお金を使わずに、そしてまたより多くの町民さんが集まっていただけるような、そんなお祭りを考えていただけたらなというふうに思っておりますので、そのところ、実行委員会開催に向けて、18年度の実行委員会開催に向けて、町の方ではどのようにお考えになってるのか、お聞きしときたいなと思います。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 今も三木議員の質問にも答えましたように、いわゆる事業効果が表われなかったらまずいということでしたので、我々としては実行委員会の中では今、言われたような形ですね。盛り上がるようにということで指導してまいりたいと思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 済みません。もう1個だけ聞かせてください。

商工会の方ですね、105ページ、子ども模擬議会の方で子どもさんたちの方から要望もあり、町長が決断して、商工祭りのとき花火をするということで、補助金の方、100万円ふやした経過があったんですが、18年度これまた減ってるんですけども、花火の関係の考え方であるとか、この補助金、その辺がどういうふうな関係でこれ減らされたのかいうのだけお聞きしときたいなというふうに思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 一応補助金等は1割カットということでさせていただいて、とりあえずのところ900万と300万ということで1,200万という形で花火等については商工祭りの中でされていくということを考えてます。それとあわせて、やっぱり商工会とはいろんな関係ありますから、ごみ袋の関係等についても商工会に販売していただいている関係等についても、百五、六十万は商工会の方に入っておるという関係から考えますと、確かに財政的には商工会も厳しい中でございますけども、ひとつその件についてはお互

いにそういう中で頑張っていきたいということ。

○小野委員長 ほかにございませんか。

サイレンになりましたけど、私にも指定管理者制度の件でちょっと議論をさせていただきたいと思っておりますが、昨日の松田議員がおっしゃってるとおり、iセンターそれから駐車場につきましては、私は建水の方の委員会の方に所属しておりますので、先日の嶋田議員の一般質問を聞かせていただきまして、啞然としてる状態でこの資料見てます。その点も含めまして、建水の方で発言させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって第6款商工費に対する質疑を終結いたします。

13時まで休憩します。

(午後12時02分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

次の第7款土木費についての審査に入ります前に、先ほどの商工費に対する質疑の中で、理事者側から答弁を再度させていただきたいという申し出がありますので、それを認めます。

小城町長。

○小城町長 申しわけありません。里川議員の関係のシルバー人材の関係で、登録人数は388人で、延べの関係で一月就業されましたので3,013と、えらい間違っていましたので申しわけありません。

○小野委員長 藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 商工会の会員の状況についてご質問をいただいていたわけですが、16年度末現在で報告をさせていただきたいと思っております。

小売業で196、製造業で88、その他227ということで、その他には建設業、卸売業、運送業、印刷業、銀行等が入っております。それと、13年度の事業所事業統計調査の数値で見ますと、総数的に全体的に見ますと、939事業所があるということになっておりまして、加入率とすれば54%になるのかなと、このように思っています。

その中で、大型の事業者の加入状況でございますけれども、商業では個人名で申しますと、株式会社万代さんとか、ジャスコさんが加入をさせていただいております。また、工業で見ますと、21人以上の従業員を抱えておられるところで24社加入させていただいておりますけれども、その主なものとして、東洋シールさん、竜田工業さん、日東紙器さん、大平化学さんというような状況になってございます。

○小野委員長 ただいまの答弁に対して、どうですか。委員さんの方で、よろしいですか。

それでは、改めまして、第6款商工費に対する質疑を終結いたします。

それでは、第7款土木費についての審査に入ります。

説明を求めます。

藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 それでは、第7款土木費につきまして説明をさせていただきます。

109ページから120ページにかけてでございます。

土木費全体では本年度予算額は20億847万1,000円、対前年度1億4,228万2,000円で、7.6%の増であります。

はじめに、第1項土木費管理費、第1目土木総務費でございますが、本年度予算額は9,704万6,000円、対前年度898万4,000円、8.5%の減となっております。主に職員に係る人件費でございます。

次に、111ページ、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費であります。本年度予算額は5,571万4,000円、対前年度1,178万6,000円、26.8%の増であります。安全で快適な道路通行の確保を図るということで舗装、補修工事をはじめといたします道路維持及び路肩の草刈等の維持管理経費が主なものでございます。

次に、同じく111ページから112ページにかけてでございます。第2目道路新設改良費であります。本年度予算額は2億6,418万円、対前年度2,338万円、9.7%の増であります。道路整備につきましては、地域住民に密着した生活道路として、また斑鳩の景観にふさわしい道として、ゆとりと潤いのある道路整備に努めているところでございます。また、道路整備5カ年計画といたしまして進めております11路線及び処理場等の地域環境整備として要望いただいている道路整備にも努めているところでございます。

次に、112ページの第3目橋りょう維持費でございますけれども、今年度は10万円計上をさせていただいております。

続きまして、113ページ、第3項河川費、第1目河川総務費であります。本年度予算額は577万9,000円、対前年度141万円、32.3%の増であります。主に地域での河川清掃を実施していただきました。土砂等の処理について、適切に対応するための経費でございます。

次に、第2目河川改良費であります。本年度予算額は3,820万円、対前年度2,170万円、132%となっております。浸水防止と内水排除のための水路改修費にかかる経費でございます。

続きまして、114ページの第4項都市計画費、第1目都市計画総務費であります。本年度予算額は1億9,855万1,000円、対前年度2,396万4,000円、10.8%の減となっております。主なものといたしましては、いかるがパークウェイ事業にかかります整備促進に要する経費、都市計画道路法隆寺線整備事業にかかります用地取得費、工事請負等の事業費及び今年度より耐震診断支援補助金を計上をいたしております。なお、法隆寺線整備事業につきましては、事業の円滑な進捗が図られますよう、本町土地開発公社におきましても用地の先行取得費を計上をいたしておるところです。まず、いかるがパークウェイ事業についてでございますが、小瑤田地区モデル区間が昨年3月に供用開始後1年を経過したことから、モデル区間の所期の目的であります町民の方々に評価をお願いし、その評価をパークウェイ全線の整備に活かしていこうということから、整備内容についてのアンケート調査を実施いたしました。約6割の方から整備内容について賛同をいただいたところであり、この結果をパークウェイ推進協議会に報告をいたしまして、今後の整備工事についてご協議を賜ったところ、この整備内容を基本として、地元と調整、各区域の整備内容を決定することとなりました。なお、延伸区間でございますが、モデル区間から西側の竜田川までの稲葉車瀬区間で現在用地の取得に努めていただいているところでございます。約71%の用地を取得していただいたところであり、未買収地の地権者のほとんどの方からも了承が得られているところでございます。本年度には当該区間の用地買収を完了していただけるよう、なお一層地元調整に努め、国との連携を密にしながら整備促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、工事着手するための詳細設計の取りまとめに係ります用排水路や取り付け道路の整備について、地元自治会や水利組合及び関係機関と協議を進めていただいているところでございます。

続きまして、都市計画道路法隆寺線の整備についてでございます。整備予定区間内において、用地取得ができたところから順次工事を進め、部分的に供用を開始しているところでございます。買収につきましても早期にご理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。また、今年度より大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりとして、地震時において倒壊して道路等をふさぎ、避難、救助、消火等の活動の妨げとなる危険性が高い、また火災発生時に延焼拡大の可能性がある木造住宅の耐震診断を早急に普及をさせるために、国及び県の補助制度を活用しながら、既存木造住宅の耐震診断に対する支援を行うための補助金40万円を計上をいたしております。

次に、116ページの第2目公共下水道費であります。公共下水道事業特別会計への繰出金でありますので、その詳細につきましては特別会計にて説明をさせていただきます。

次に、第3目都市下水路費でございますが、都市下水路の機能を維持するための維持管理経費として、本年度は190万円を計上いたしております。前年度比50万円、35.7%の増でございます。

続きまして、第4目公園費でございます。本年度予算額は922万1,000円で、対前年度37万7,000円、4.3%の増となっております。予算の主なものは、既存公園の維持管理委託料であります。各公園の草刈業務や清掃業務の委託費等を計上いたしております。また、今年度は並松児童公園のトイレを公共下水道へ接続するための経費も計上いたしております。住民の方々の憩いの場として常に快適で安心してご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。また、公園遊具による事故等の発生を未然に防止するために、職員による定期点検とパトロールの実施など、安全管理にも十分留意してまいりたいと、このように考えております。

次に、117ページ、第5目都市計画審議会費であります。本年度予算額は31万6,000円、対前年度18万5,000円、36.4%の減となっております。これは都市計画審議会の委員報酬でございます。

次に、第6目開発指導調整費でございます。本年度予算額は88万2,000円、対前年度1万5,000円、1.7%の増となっております。これは関係諸法令に基づく開発指導調整事務及び奈良県屋外広告物条例による屋外広告物掲出の許可事務や屋外広告物簡易除却などに要する事務的提携費として、屋外広告物の簡易除却委託料等の事務処理等にかかります所要額を計上をいたしております。これまでと同様、開発指導要綱

や屋外広告物条例及び関係諸法令との調整を行いながら、住みよいまちづくりに向けた指導及び助言に努めてまいりたいと考えております。

次に、118ページでございます。第7目景観保全対策事業費でございます。本年度予算額は366万1,000円で、対前年度1,058万6,000円、74.3%の減となっております。歴史的な町並みにふさわしい道路整備として、法隆寺周辺（西里地区）におきまして整備を進めてまいりました都市計画道路法隆寺藤ノ木線の整備が前年度に完了したことから、予算の主なものといたしましては、豊かな景観の形成を図るための三塔周辺でのコスモス栽培に係る景観形成作物栽培の推進にかかる経費や、緑化の推進として小学校への入学記念などにおきます苗木の配布にかかる経費を計上させていただきました。

続きまして、118ページから119ページで、第8目、JR法隆寺駅周辺整備事業費であります。本年度予算額は9億9,617万5,000円で、対前年度1億3,347万3,000円、15.5%の増となっております。まず、駅舎橋上化と自由通路整備につきましては、平成16年度から平成18年度の3カ年事業で進めてまいりまして、最終年度となります。これまでに2面2線化にかかります配線変更による2線への営業線の切替え、既存駅舎等建物の撤去、仮駅舎の設置など、駅舎自由通路本体工事着手に必要な諸工事が終わりました、現在は南口、北口両側から自由通路本体工事が進められているところであります。新年度におきましても引き続き自由通路本体工事及び駅舎本体工事と順次進めることとなっております。JRとの工事協定に基づく自由通路本体工事委託料及び橋上駅舎工事負担金などを計上をいたしました。

次に、駅周辺道路整備の周辺道路等の整備につきましては、地権者等に事業へのご理解とご協力をいただけるよう調整に努めているところであります。新年度では道路整備に必要な用地取得費、補償費のほか、新設される自由通路との取り合い付近の整備等に必要な工事費等を計上をいたしております。また、事業の円滑な進捗が図られますよう、本町土地開発公社におきましても周辺道路整備に必要な用地の先行取得費を計上をいたしております。

次に、120ページ、第5項住宅費、第1目住宅管理費でございますが、本年度予算額は492万5,000円、対前年度164万7,000円、50.2%の増となっております。適切な住宅管理に対応するための経費となっております。

以上が第7款土木費の予算案の概要でございます。ご審議賜りますようよろしくお願

いをいたします。

○小野委員長 第7款土木費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑を受けいたします。予算に関する説明書の109ページから120ページまでです。

どうぞ。ございませんか。

三木委員。

○三木委員 117ページ、草刈業務委託料の478万1,000円の件ですが、先ほど町で公園について入札、この業者どうなんですかということで、大和川は入札でここだけはやってるけど、ほかの公園についてはシルバー人材センターに委託してるということなんですか、大和川については何か6回ほどということだったんですが、他の公園は何回ぐらいやっていらっしゃいますか。それと、昨年7月に西の山で公園でメタセコイヤの伐採やっていただきました。このとき、同時に3つの公園の草刈りもということで、たしか6月ごろでしたかね、シルバーの方に見積もりをとってました。3カ所あります。そのうちの一番下がゲートボールもやるのに夕陽ヶ丘の自治会負担だと。あと2つは1年後ということだったんですが、そのとき最初に見積もりをシルバーからとったようです。それでじゃあ、自治会で検討して、夕陽ヶ丘の分担金等の話し合いしたようですけども、決まったのでシルバーの方に今度7月お願いすると言ったら、シルバーの方から断られたんです。その断ってきた理由が、草刈りが町の仕事でもう満杯だからできないって言ってきたわけですね。それで、最終的には民間のところに頼んだようです。植木の剪定ならできるけど、草刈りはもうこの時期できないと断られてんですけども、こういう実態ですね。この時期の民間の草刈りが全部町の方でシルバーの押さえてるってなるといって、民間の方々の草刈りができなくなるという、そういう現状をご存じだったでしょうか。もしそういうことあるなら、何か考えなきゃいけないということをお考えでしょうか。その辺いかがですか。

○小野委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 お答えさせていただきます。

今、委員おっしゃいました。まず、大和川の草刈りにつきましては入札やけども、ほかは何回ぐらいしてるんやということでご質問いただいたわけなんですけども、大和川の第1緑地以外につきましては、並松児童公園、それから上宮公園、小吉田の児童公園等々ございます。それらの公園におきまして、まずシルバーへ委託してるわけですけども、シルバーへの委託につきましては草刈りだけではなく、軽除草であったり、清掃

等もあわせて委託をしております。各それぞれの公園におきましては、公園の内容にもよりますので、一定の回数ではございませんが、夏場はやはり草の成長も早いわけですので、月に2回、3回ぐらいのところもございまして、そういった形でどうしても夏場集中してるのではないかというふうには思います。ただし、草刈りだけではなしに、全体的な清掃も含めた委託をしております。ただ、その業務がシルバーの中でどれぐらいのウエートを占めてるのかといったところにつきましては、ちょっと私どもでは把握しておりませんので申しわけございません。以上です。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 それでは、そういうようなことは昨年があったわけですので、ちょっとその辺をまた後でも結構なので、実態等を調べていただければ幸いです。以上です。

○小野委員長 ほか、ございませんか。

飯高委員。

○飯高委員 113ページなんですけども、三代川愛護会のことについて、今、河川の環境保全のために愛護会の方が尽力をしていただいているんですけども、毎年草刈り、今もされてまして、愛護会の中において1回ないし、場合によっては2回、3回という形で出ていただいているんです。今、マツバギクがちょっと町の方も協力いただいてしてるんですけど、かなり根つきも悪かって、ただ草に対してはシートを張っていただいているんですけども、現状見ますと、シートがその効力があるかなど。私もそこに参加させていただいて、見る中において、実際にちょっと先見ていきますと、マツバギクの繁殖というんですか、もうほとんどが草という形になってます。部分的には日の光の多少によって、いいところ悪いところが出て。会長もいろいろ苦心されて、マツバギクでずっと通されてやってるんですけども、いろんなことについてはご存じなんです。だけども、やっぱりこれをずっとまた下流の方へ延伸していくということについて、また草刈りを当然守っていかないといかんような状態になって、何かもう一つの検討があるべきではないかなと僕自身思うてるんです。そんな辺、町の方もご存じやと思うんで、どういうふうにとちょっと、もしか検討があれば、その辺のことをお聞き願いたいんですけども。

○小野委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 三代川河川の土見のところの植栽という形なんですけども、この植栽につきましては、今議員がご指摘いただいておりますように、三代川愛護会という団体で事業をされてます。3年前までは除草散布なり、いろいろされておったわけなんですけども、



これについてはやっぱり今の時期、除草剤を散布するとなりますと、また河川の生息してる魚等にも影響あるということもありまして、いろいろ愛護会の団体とも協議する中で、今のこの植栽になったわけです。この植栽につきましても、ただ植えておきますと、どうしても草の方が強くて、草花がなかなか育ちにくいということもありまして、そういった中で防草シートを企業の方からそういった費用も収出する中で、そういった形ですれば草花の育成いうんですか、にも役立つという形で実施されました。

その中で、一方、また県の河川のサポート事業というボランティア事業というのがあります。そういった事業を活用しながら、今現在3年目であります。17年度で3年目という事業で実施されました。会長さんとも協議する中で、このマツバギクだけでは余りにも変化等もあってもいいのではないかということで、初年度のときにはサツキ等を植栽をしました。また、2年目につきましては、アジサイ等についても部分的に植栽をされた経緯がございます。それで、その中でやはりなかなか年間を通して、またそれから後の継続として、その草花を育成していくについてはなかなか難しい状況があります。確かにおっしゃってるように、日当たりのする方の部分と日陰側については、マツバギクにおきましてもやはり繁殖状況が物すごく異なっているという実態があります。それについては我々も確認をさせていただいてるんですけども、ただ、マツバギクについては一番見られるのは、どうしてもツルグサという形から、ネット上に全般的に繁殖、繁っていく状況が見られるのは、やっぱりどうしてもその日陰側の方が繁殖、生息しているという実態がありますので、そういった日表側についてはどうしても夏場に傷められて消える部分、また草に負けてしまう部分がありますので、今後は我々としてはそういったいろんな専門的な方とも協議しながら、また会長さんとも相談しながら、今後、事業等で進めていきたい。また、愛護会の方とされましても、この三代川の愛護をする上で、また日々の管理する上でやはり草花等を植栽して、通行者の方にも安らぎを与えると、与えられるような形で実施されてるものでありますので、我々としてもそういったことに対して協力していきたいというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 116ページの13節の委託料の中で、消防設備その他保守点検委託料ということで上がってるんですけども、これは恐らく公園なんかには設置されている貯水槽の周りの草刈りっていうんですかね、そこら辺だとは思いますが、これはその貯

水槽周りの関係だけのことをおっしゃってるのか、それとも公園の整備、整理、草刈りの中に含まれてるのではないかなと思うんですけども、ここら辺ちょっとお答え願えますか。

○小野委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 今ご質問いただいております公園の公園費の中の委託料、消防設備、その他保守点検料ということでございますが、これにつきましては上宮公園のトイレの浄化槽の管理業務といたしましての保守点検料に限ってございますので、すべてが浄化槽の保守点検業務量ということになっております。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 済みません。上宮公園のトイレの貯水槽のということですか。

○小野委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 上宮公園のところがございますトイレ、その浄化槽ですね、トイレの浄化槽の維持管理業務の委託と。

○小野委員長 暫時休憩します。

(午後 1 時 2 9 分 休憩)

(午後 1 時 3 0 分 再開)

○小野委員長 再開します。

藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 この消防設備その他、保守点検委託料ということにつきましては、いわゆる財務会計上の電算処理の関係で項目名を列記しております。その関係で、先ほど藤川課長がお答えいたしましたように、内容につきましては浄化槽の保守点検等の委託料でございまして、消防設備につきましては入ってございません。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。ただし紛らわしいので削除できるものなら削除していただきたいと思います。

○小野委員長 ほかにないですか。

里川委員。

○里川委員 済みません。そしたらお聞きしたい、確認をさせていただきたいと思いますが、予算書の 110 ページには、負担金補助金及び交付金というところの部分でいろいろこれ、促進期成同盟会の負担金というのでいろいろ上がってるんですけど、このうち

で京奈自動車道促進期成同盟会負担金というのにも含まれておりますが、ということは斑鳩町としてはこの京奈自動車道を促進する立場でいらっしゃるということになるわけですよね。そのことを確認をさせていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点につきましては、予算書の119ページにJR法隆寺駅のことをいろいろ書かれておりますが、私は以前から法隆寺駅に関しましては多額の費用がかかることをより住民の皆さんにご理解いただく、そういう町の姿勢が欲しいということの中で、バリアフリー基本構想を立てて、そしてそういうものを公表して住民に説明するべきであるということはずっと言い続けてきてます。そんな中で、国土交通省が昨年10月5日に基本構想の調査をした、その結果の発表をされたんですけれども、全国で1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設がある市町村について、70%の377市町村が基本構想を作成しているか、今、作成中か、間もなく作成に取りかかるということ、7割がほぼ作成の方向に向かっているという調査結果が出てるんですね。そこでなんです、私たちはずっと基本構想をつくるべきではないかという提案をしてきましたけれども、斑鳩町については乗降数1万9,000という法隆寺駅、しかも多額の費用をかけて法隆寺駅の工事を今まさにやっけていく、そしてまた周辺の道路整備もやるんだという中で、この基本構想についてどんな考え方、この予算書見てたらまだ一向に取りかかる様子ではないなというふうに見えますので、そのところ確認をさせていただきたいなと思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 京奈和自動車道の促進期成同盟会負担金は、これは当然奈良県、我々としても、沿線には所属はしておりませんが、奈良県として我々市町村が国に対してこれを早期にやっけていこうということの年に1回、東京で会議をされたり、また奈良県で会議をされたりということで、去年までとしては重点的に全市町村が参加をしながらこうして期成をやっけていくということでございます。その負担金です。

○小野委員長 基本構想の取り組みというんですか、考え方についてはだれが答弁できますか。

藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 バリアフリー基本構想でございますが、現在進めておりますJR法隆寺駅周辺整備事業におきまして、JRの駅及び自由通路、それと周辺の道路につきましてはすべてバリアフリーという考え方を取り入れた形で整備をしていこうというふう

に当然のことながら考えておるわけなんですけども、このバリアフリー基本構想と申しますものは駅及びその周辺、それと各公共施設、広く言いますと斑鳩町全域においてそういうバリアフリーの対策を講じていくというふうな構想を立てていくべきものかなというふうに理解しておるわけなんですけども、現状で今、全体、現在の町道であったり各施設、それぞれのところでのバリアフリー対策は行われていると思うんですが、現状で今全体の構想としてすぐさま、必要性はもちろん認識しとるわけなんですけども、現状ですぐその構想を整備していくということまでは今ちょっと踏み込んではおらないところなんですけども。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 まず、前段の方なんですけれども、京奈和自動車道の関係につきましては、地元の奈良市でも遺跡に大きく影響を与える、必要性と、そして事業費、そして遺跡に対しての、せっきくの遺跡を台なしにするという問題の中で、大変奈良市の方でも反対の運動が行われているという状況もある中で、やはりこういうふうに促進の方で斑鳩町もこういうふうに負担金を出しておられるということについては、私の立場から言うところちょっと残念な思いをしているところです。

後段の方につきましては、今、課長答弁していただいたんですけど、私、最初に申し上げたように、乗降数5,000人以上の旅客施設を持っている市区町村の7割がつくろうと、現につくってる、つくろうとしている、そんな中で、残りの30%の方に入ってしまった斑鳩町、つくろうとしない斑鳩町というのはどういうふうに考えたらええのかなと。まださらにこれから駅だけではなくて、もう一つ大きな金額をかけて、それこそバリアフリーのためのいろんな世代のいろんな条件の方が利用できる施設をまさにつくろうというような状況の中、より多くの町民さんに斑鳩町の姿勢を知っていただける、この基本構想というのは私はやっぱり取りかかるというのか、ぜひともやるべきではないか、やって公表するべきではないか、そして町民の方に広く理解をしていただく、納得をしていただくという姿勢が大事ではないかと思っているのに、前々から言っておりますけど、今まさに非常に残念なご回答をいただいたということで、これは私の意見ですが、今後ぜひともまた研究をしていただきたいということです。お願いをしときます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 僕は多少意見の中で意見が異なることもあることも承知をしてるんですけど

も、18年度一般会計予算の中の特徴として、目玉としては、土木費の関係にあるというふうに思うんです。特にJR法隆寺駅の周辺整備の関係であります、駅の関係について、18年度にいわゆる自由通路と橋上駅、懸案としていた重要な斑鳩町の基本施策の一つだというふうに私は思ってるんです。それがようやく18年度で完成をする運びに至ったという立場でのこの予算編成ということについては、大いに評価をしたいというふうに思うんです。さらにここで気を抜くということではなくて、施政方針でも言われていますように、駅東側の踏切の拡幅などがされてるんですけども、あと残された道路、周辺整備の道路整備、こういう関係についてもやっぱり地権者のご協力を得ながらできるだけ早い完成を目指すように鋭意努力をしてほしいということを特に注文をしたいというふうに思うんです。なお、今ご指摘がありますように、バリアフリー化の関係については駅だけの問題ではなくて、周辺整備を早急に行うことの中で、ぜひともこの周辺整備とあわせて身障者にも優しいまちづくりの一つの形態として仕上げを引き続きしていただけるように鋭意努力をしてもらいたいということを特に要望して、この件につきましてはようやく、懸案事項の大きな課題であります、一つの完成の日を見るに至ったということについて高く評価をしながら、18年度予算については、この土木費の関係については評価をしていきたい、こういうふうに考えていることを申し上げておきたいと思います。以上です。

○小野委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって第7款土木費に対する質疑を終結いたします。

次に、第8款消防費についての審査に入ります。

説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、第8款消防費についてご説明を申し上げます。121ページから124ページにかけてでございます。

まず、お手数をおかけしますが、一般会計予算書の15ページをお開きいただきたいと思えます。第8款の消防費につきましては、本年度につきましては総額3億3,107万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして348万8,000円、1.1%の増となっております。

それでは、一般会計予算書の121ページにお戻りいただきたいと思います。初めに、第1目の常備消防費についてであります。西和7町で構成している西和消防組合の運営負担金といたしまして、第19節で負担金補助及び交付金2億9,043万4,000円を計上いたしております。

次に、121ページから122ページにかけてでございます。第2目の非常備消防費についてでございます。本年度は2,334万5,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして150万8,000円、6.9%の増となっております。主な予算の内容でございますが、日ごろから町民の安心と安全、生命、財産を守っていただいております町消防団の運営に要します費用と自衛消防団の支援、県防災ヘリコプターの運営協議会負担金などとなっております。はじめに、町消防団の運営におきましては、121ページの第1節報酬1,112万3,000円のうち、消防団員の報酬につきましては1,100万7,000円となっております。次、122ページに移りますが、第14節の使用料及び賃借料で、本年度から新たに取り組みいたします緊急時非常招集メールシステムなどで61万9,000円、第19節負担金補助及び交付金662万9,000円のうち分団運営費等438万4,000円など、合わせまして1,930万3,000円を計上させていただいております。次に、自衛消防団の支援でございますが、本年度は20団体に補助を予定いたしておりますことから、同じく122ページの第19節負担金補助及び交付金で、自衛消防団補助として100万円を計上させていただいております。また、県防災ヘリコプター運営協議会負担金といたしまして、同じく122ページの第19節負担金補助及び交付金で県防災ヘリコプター運営協議会負担金97万円、県防災行政無線運営協議会負担金27万5,000円などを計上させていただいております。

次に、同じ122ページから123ページにかけてでございます。第3目の消防施設費についてでございます。本年度は1,014万7,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして19万7,000円、2%の増となっております。主な予算の内容につきましては、消防コミュニティーセンター、法隆寺消防センターなどの消防施設にかかります維持管理に要します費用と消防施設整備に対する補助金などとなっております。まずはじめに、消防施設の維持管理費では、122ページの第11節需用費で132万円、第12節役務費で150万2,000円、123ページに移りまして、第14節使用料及び賃借料で土地借上げ料などで250万1,000円など、合わ

せて553万1,000円を計上いたしております。また、消防施設整備に対する補助金につきましては、同じく123ページの第19節負担金補助及び交付金で、消防施設整備事業費等補助金といたしまして320万円を計上させていただいております。

同じく123ページでございます。第4目水防費についてであります。水防出動費用といたしまして、第1節報酬で水災手当4万8,000円、第8節報償費で水利調整報償金5万円、第11節需用費、食糧費で10万円、合わせまして19万8,000円を計上いたしております。

最後に、123ページから124ページにかけてでございます。第5目の災害対策費についてであります。本年度は695万4,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして380万円の増となっております。主な予算の内容でございますが、地区別防災訓練の実施、災害物資の備蓄、防災ハザードマップの作成、避難所施設の充実などに要する費用となっております。はじめに、地区別防災訓練の実施では、本年度も引き続き地域密着型の地区別防災訓練を3回実施してまいりたいことから、123ページの第11節需用費で352万9,000円のうち消耗品等で12万9,000円を計上させていただいております。次に、災害物資の備蓄におきましては、計画的に災害備蓄品の強化、充実を引き続き行ってまいりますことから、同じく123ページの第11節需用費の中で352万9,000円のうち消耗品費280万円を計上させていただいております。防災ハザードマップの作成につきましては、たび重なる集中豪雨や台風の上陸により全国各地で被害が広がっていることから、水防法の一部が改正され、洪水ハザードマップの作成が義務づけられましたことによりまして、同じく123ページの第13節委託料で防災ハザードマップ作成業務委託料といたしまして90万円を計上いたしております。また、避難所施設の充実におきましては、万一災害が発生した場合の被災住民への円滑な対応を図るため、だれもがわかりやすい避難所看板、誘導板に改修するための費用や発電機、照明、仮設トイレなど避難所施設運営のための災害対策備品を計画的に備蓄するための費用といたしまして、同じく123ページの第11節の需用費の修繕料で60万円、124ページに移りますが、第18節の備品購入費で庁用備品といたしまして250万円を計上させていただいております。

以上、簡単ですが、第8節消防費につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○小野委員長 第8款消防費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお

受けいたします。予算に関する説明書の121ページから124ページです。

嶋田委員。

○嶋田委員 123ページの第4目の11節ですが、食糧費とあるのは、これはどういうことかというのと、それと、ここには出てないんですけども、各分団に消防ポンプ自動車、また輸送車、各1台ずつ配備していただきまして、町民のために消防団働いておるんですけども、その耐用年数をちょっと教えていただきたいと思います。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 それでは、1つ目、食糧費の関係でございます。これにつきましては、水防で出動する際に、職員が出動する際に時間的に夕食とかとれない、こういった状況があります際には、その賄い費として2回分、その災害を想定しまして2回分を計上させていただきます。

それから、ポンプ車、輸送車の耐用年数でございます。今日までポンプ車につきましては13年、輸送車につきましては17年をもって車両の更新計画を立ててまいりましたが、昨今機械が、車の性能がよくなっておりますので、もう少し延長してまいりたいということで、ポンプ車を15年というふうに考えております。なお、輸送車につきましては17年ですが、直近の更新が参ります際に再度検討しまして、更新時期を延ばせるものであればもう少し延ばしたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 食糧費についてはわかりました。そして、耐用年数につきましても機械の性能がよくなってきて、また毎月2回、団員の方が保守点検されておられますし、各訓練のたびにメンテもされておられますので、その耐用年数についても多少考えていけばどうかなということで質問させていただきましたけれども、ただいまの答弁でポンプ車については13から15年に延ばすと、輸送車については17年からまたその様子を見てということで、そのことについても結構かなと思います。

それと、最後の防災ハザードマップ作成業務ということで、総務委員会としても防災に関して研修にも行かさせていただき、また同僚議員も一般質問の中でつくらはってはどうかなということをつらつらと申し上げてきたとは思いますが、ただいまの説明では法律ができたからつくるというふうなことで、これは、つくられることに関しては結構



かとは思いますが、それまでに議会の方でもたびたび申してきたことですから、そのときに考えていただけたらよかったですのではないかなと、以後そういうことのないように、また防災に関して、防災だけやないんですけれども、斑鳩方式と呼ばれるような独特なことをやっていただけたら結構かと思しますので、そのことだけ一言だけ申しておきます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 123ページに記載されていることと関連をするんですけども、条例集を持ってきたらわかるんですけど、防災会議の委員は何名なんですか。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 防災会議の委員は16名でございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 123ページでは、防災会議の委員の報酬が3名というふうに書かれているんです。ですから、これはどういうことなのかということと、それから報酬、費用弁償の、非常勤の、条例などについても、見てみましても確かに防災会議の委員に会長は9,900円でその他の委員は8,100円と書いているだけで、除外する関係、報酬の該当者でないという関係の規定なんていうのはどこに書いてあるのかなというふうに思うんですけども、その辺はどうなってるんでしょうか。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 まず、防災会議の予算に計上いたしております3名でございますが、これはN T Tの職員さん、それから関西電力の職員さん、そして消防団長、この3名でございます。残り13名につきましては公務員、地方公共団体の公務員でございます。例えば郡山土木事務所、それから郡山保健所、それから西和消防組合、西和警察署、それから町の職員、助役、教育長、町長、そして部長、こういった構成になっております関係上、公務員でございますので重複給与は避けるということで、報酬を支払わないようにいたしております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 避けるということはどこで決めてるんですか。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 今ちょっとここに根拠ございませんけども、後でお示しをさせていただきたいと思っておりますけども、たしか通達等であったように記憶をいたしております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 僕は、とろうとしているその姿勢というものについては評価をするんですけども、特別職の職員で非常勤の者の報酬、費用弁償の関係について、この手当の対象外にするという関係についてはどこにも規定していないと思うんですよ。我々の目に見えるところでは規定していないというふうに私は思うんです。その16名ということは後でも議論する委員会との関係も出てくるんですけども、役場職員の関係についても、いろいろ今、各部長の関係も名前も言われてるんですけども、何名という関係でしか我々には示していないんですよね、条例にしろ規則にしろ。数は決めてますよ。これは、この資料の適用除外になる関係についてはどこにも規定していない。いないにかかわらず予算書については決まってるかのようにしていると。たまたまそうであるかなということで見たとしてみても、我々はどういう立場になるのか知りませんが、議員の関係はそういうふうに規定されているのかわかりませんが、私どもが委員をさせてもらってるこの関係について、報酬を受けてるんですね。それは何でなのか。それなら非現業、いわゆる特別職、公務員であることは間違いないと思うんです。いわゆる非常勤であるということでしたら、もう少しこの状態も変わってくるというふうに思うんですよね。だから、これは先走っているような感じがする。

これは報酬審議会でもやって、そういう関係についてもきっちり整理をする、あるいは議会でも議員がこういう関係、職務指定をしていけば別ですよ。そうでない関係においてはできるだけ辞退した方がいいんじゃないかというふうなことも議論してるんですよね。そういう段階で言われてるんですけど、どうもこの関係について、この3名というふうに言ってるけども、3名に限定するんだという関係についてはどこにも書いてないというふうに思われるので、この辺について、後で報告と言われますけども、どうも私どもの目につくところでは、そういうことでない。もしも仮にそうであるとするなら、この費用弁償をずっと書いて、この表なんかもいろいろ出してくれてますけども、数と構成人員、構成人員については各条例を見ないとわからないという関係になってくるんですから、だからこういう表をつくってくれてるんなら、その表に構成委員は何名である、そのうちについて費用弁償の対象者は何名だと、費用弁償の対象外は何名だということを引きつりしてくれたら初めてわかるんですけど、今後そういうことにしていかなければならないんだろうなと、審議会なんかを持っていただいて決まればと思うんですけども、今の段階でそういうふうになっているということについてどうにも理解がで

きないんですけども、その辺は先ほど言われてますように後で報告するという以外に仕方がないんですか。それならそれでやむを得ないというふうに思いますけども、どうもひとり歩きをしてしまっている向きがあるような感じが、しかもそれが予算の上で出てきて一般の条例の関係とか矛盾をする姿が非常に多いというふうに思われるので、その辺については十分に精査をしながら、是正すべき点は是正をするという処置を講じた上に立って、報酬審議会等にかけるんならかけるということにしてもらわないと再び混乱をするように思いますから、そういうふうにひとつご配慮を願いたい、こういうふうに思います。以上です。

○小野委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって第8款消防費に対する質疑を終結いたします。

次に、第9款教育費についての審査に入ります。

説明を求めます。

栗本教育長。

○栗本教育長 座ったままで失礼します。

では、教育費、18年度の教育予算について説明を申し上げます。予算書の124ページから155ページまででございます。

18年度予算額は、9億8,750万8,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと1億6,018万3,000円の減、14%の減となっております。その主な要因でございますが、史跡中宮寺跡の史跡用地購入事業にかかります事業費の減によるものが主でございます。

それでは、以下、予算項目ごとにその主なものを説明させていただきます。

124ページをごらんいただきたいと思います。第9款教育総務費でございます。第1目教育委員会費でございますが、191万5,000円、前年度とほぼ同額を計上させていただいております。教育委員会につきましては、現時点だけでなく将来を展望した教育行政を展開していくことが望まれるところでございまして、そうした要請にこたえるべく月1回の定例教育委員会を開催いたしますとともに、教育委員みずからの資質の向上と教育委員会の一層の活性化するよう研修を実施していきたいと考えております。

次に、124ページの第2目事務局費でございます。8,762万7,000円を計

上いたしました。前年度より101万1,000円の減となっております。この主な要因は、一般職にかかります賃金等人件費の減によるものでございます。125ページの第7節賃金では、県教育委員会より配置されます教員だけではどうしても不足する教科等の補充や、あるいは障害児教育の充実等のために本年度の町費負担講師を小・中に配置いたしたく考えております。その予算を計上させていただいたところでございます。第8節の報償費では、小・中連携教育の中で実施しております英会話講師の謝金等を計上しております。斑鳩町小・中連携教育の取組につきましては、特に「道德教育」いわゆる「生き方学習」に力を入れ、生命尊重、人権尊重の精神を養いますとともに、他人を思いやる心や地域を大切にすること等の道徳的価値の自覚を高めまして実践する力を育成し、本年度におきましても小学校、中学校の9年間を通して子どもたちに「郷土を愛する心を育み、国際化の進む社会を主体的に生きるために必要な自己の確立とコミュニケーション能力」を育成するための教育の充実を図ってまいりたいと考えております。次に、126ページでございます。委託料でございますが、教職員の定期健康診断を実施し、健康管理や健康指導に要します経費を計上させていただいております。また、子どもの安全確保を図りますために保護者らに町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える「子ども安全安心メール」を昨年引き続き導入することとしております。それにかかります予算を委託料で計上いたしております。

次に、127ページでございます。第3目私立学校振興費でございますが、1,230万円を計上いたしております。本年度も私立幼稚園就園奨励費補助金によります保護者の負担軽減に努め、幼稚園の就園奨励を図りながら幼児教育の充実に努めたいと考えております。

第4目のスクールカウンセラー事業費でございますが、51万6,000円を計上いたしております。不登校や問題行動への対応として、教職員と子どもたちとの人間的なふれあいを深め、早期発見、早期指導に努めるとともに、斑鳩中学校に「スクールカウンセラー」を、そして斑鳩南中学校には「心の教室相談員」を本年度も引き続き配置するとともに、県から委託を受けました2カ年の研究指定事業として、斑鳩小学校に「子どもと親の相談員」を県事業として配置していく予定でございます。これらの教育総務費の予算合計は1億235万8,000円となりました。昨年度と比較いたしまして66万6,000円の減となっております。

続きまして、128ページから132ページにかけて、第2項小学校費でござい

ます。第1目学校管理費では、9,660万8,000円を計上いたしております。前年度より732万7,000円の減となっております。その主な要因は、一般職の退職による人件費の減によるものでございます。この学校管理費では、小学校3校において、その管理運営上、必要な経費につままして計上をいたしております。小学校への新規格の机・いすの導入につまましては、本年度は第4学年を新しいJIS規格に対応した机・いすに更新することとし、それに要します経費を予算計上いたしております。また、学校施設の整備・維持管理につまましては、斑鳩小学校の中館の耐震補強実施設計を実施してまいりたいと考えております。これにかかります予算を委託料で計上させていただいております。また、本年度から各小学校に心肺停止状態の人への応急処置の機器でありますAED（自動体外式除細動器）を設置することとし、それに要します経費を計上いたしております。そのほか学校施設の警備保障、消火設備等の点検業務等の委託料や教職員の研修に係ります負担金等を計上させていただいております。

次に、130ページからでございますが、第2目の教育振興費でございます。2,418万4,000円を計上いたしました。前年度より614万7,000円の減となっております。その主な要因につまましては、平成17年度小学校の教科書改訂によりまして教師用の教科書、指導書の購入に要した経費が平成18年度は不要になりましたことからの減額でございます。また、クラブ活動や運動会・文化活動等の特別活動を推進するため助成を行いますとともに、「総合的な学習の時間」の取組みを推進するための助成を実施してまいります。そして、経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対します就学援助を実施してまいりたいと考えております。

次に、131ページでございます。第3目保健体育費でございますが、2,869万2,000円を計上いたしました。前年度より45万6,000円の減となっております。その主なものは、学校給食にかかります備品購入予算の減によるものでございます。

保健体育費では、児童の健康診断に要します委託料や学校医への報償費、給食調理員の臨時職員7人に要する賃金や学校給食に対します保護者の負担を軽減するための給食補助金につままして、本年度も引き続き予算計上させていただいておるところでございます。以上、小学校の予算合計につまましては1億4,948万4,000円となっております。前年度と比較いたしますと1,393万2,000円の減となっております。

次に、132ページから第3項の中学校費について説明させていただきます。第1目

の学校管理費でございますが、5,963万2,000円を計上いたしました。前年度より633万5,000円の減となっております。この主な要因は、一般職の退職によります人件費の減によるものでございます。この費目では、中学校における学校管理運営上、必要な予算につままして計上させていただいているところでございます。中学校におきましても、小学校と同様、新しいJIS規格によります机・いすを本年度は第1学年を対象に導入してまいりたいと考えております。これに要します予算を計上させていただいております。中学校の机・いすにつまましては、18年度をもって終了するわけでございます。また、学校施設の整備、維持管理につまましては、斑鳩中学校本館及び北館の耐震診断を実施してまいりたいと考えております。これにかかります予算を計上させていただいております。その他、臨時学校用務員の配置や学校施設の警備保障、消火設備等の点検業務等の委託料や教職員の研修にかかります負担金等を前年度に引き続ままして計上させていただいております。

135ページからでございますが、第2目の教育振興費でございます。2,536万円を計上いたしてしております。前年度と比較いたしまして807万7,000円の減となっております。その主な要因は、情報教育のパソコン再リースによる減額でございます。この教育振興費では、障害児を含む中学校教育の充実を図りますために必要な備品購入を行いますとともに、部活動や運動会、文化活動等の特別活動を推進するための助成や「総合的な学習の時間」の取り組みの推進に対しまして実施してまいるものでございます。なお、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対しまして、小学校費と同様に就学援助を本年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。これらに要する費用を計上させていただいております。

次に、135ページでございます。第3目保健体育費でございます。1,827万4,000円を計上いたしてしております。前年度と比較いたしまして336万3,000円の増となっております。この保健体育費では、生徒健康診断に要する委託料や学校医等への報償費、給食調理員の臨時職員4人に要します賃金や学校給食に対しまして保護者の負担を軽減するための給食補助金につままして、本年度も前年度に引き続き予算計上させていただいているところでございます。これら中学校の予算合計が1億1,431万5,000円となっております。前年度と比較いたしまして74万5,000円の増となっております。

続ままして、137ページからの幼稚園費でございます。第1目の幼稚園費といたし

まして1億3,806万1,000円を計上いたしました。前年度より12万9,000円の増でございます。賃金では966万2,000円を計上いたしております。臨時講師6名分の賃金が主なものでございます。このうち3名につきましては、特別な指導を必要とする幼児に対しまして、その心身の状況と発達段階に応じた指導を行いますために補助員として配置し、幼児教育の充実を図ってまいりたいと考えております。このほか幼稚園費では、園児の健康診断に要する学校医等への報償費や施設管理にかかります警備業務、あるいは消防設備の保守点検に要する経費等につきまして前年度に引き続き計上させていただいております。なお、学校給食につきましては、現在、自校調理方式を維持しながらより安定した人員を確保し、安心した給食を実施するため、平成19年度に学校給食の調理・洗浄業務の民間委託の導入を正職員の退職にあわせ、学校栄養職員が配置されている学校から順次実施してまいります。このことから平成19年1月に入札を考えており、平成18年度予算で債務負担行為として予算措置させていただいていることを申し添え、よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、社会教育費の関係でございます。140ページからでございますが、第1目社会教育総務費でございます。4,545万1,000円の予算を計上させていただいております。前年度比144万2,000円の減でございます。まず、第1節の報酬でございますが、32万2,000円の計上をさせていただいております。これは社会教育委員の報酬でございます。第8節の報償費でございますが、100万9,000円を計上させていただいておりますが、家庭教育の充実、推進につきまして、各幼稚園、小・中学校におきまして家庭教育学級を開設し、学級生が主体となりまして年間を通じてさまざまな学習活動を実施しているところでございます。また、子どもを持つ保護者にとどまらず地域との連携、地域との教育力の向上が不可欠であることから、家庭教育の重要性を認識していただくため、家庭教育講座を実施していきたいと考えております。そのための講師謝金として家庭教育講座に16万円、地域家庭教育講座に9万円を計上いたしておるところでございます。次に、第19節の負担金及ぶ交付金でございますが、165ページでございます。225万5,000円の計上でございます。生涯学習を推進するための、その活動の基盤となります社会教育。失礼しました。141ページでございます。済みません。申しわけございません。その活動の基盤となります社会教育関係団体への支援及び助成が主なものでございます。それらの活動を通しまして生涯学習の振興に努めるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

次に、142ページでございます。第2目の公民館費でございますが、6,538万5,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして632万7,000円の減でございます。生涯学習活動の拠点施設として主催事業の積極的な開催、また自主的な学習活動の推進あるいは支援をするとともに公民館教室等を開催いたしまして、学習機会の提供、充実に努めてまいりたいと考えております。まず、第7節賃金でございますが、館長及び公民館職員、臨時職員にかかります費用1,911万2,000円を計上いたしております。次に、第8節報償費でございますが、公民館教室及び生涯学習講座の講師謝金として257万円を計上させていただいております。次に、第11節の需用費でございますが、1,212万8,000円の計上をいたしております。各公民館の光熱水費が主なものでございます。第13節の委託料でございますが、公民館管理運営に要します費用として1,008万4,000円を計上いたしております。

次に、144ページでございますが、文化祭費でございます。157万4,000円の計上をさせていただいております。前年度と比較いたしまして23万1,000円の減でございます。本年度も文化振興財団と連携いたしまして11月3日から6日までの間、斑鳩の里文化芸術祭をいかるがホールで実施したいと考えております。それに要する予算を計上させていただいております。

次に、第4目文化財保存費でございますが、2億2,696万4,000円を計上させていただいております。前年度比1億3,218万5,000円の減でございます。まず、第7節の賃金でございますが、8,772万円を計上させていただいております。主に個人住宅建築等に伴う町内遺跡の発掘調査や公共事業及び開発工事に伴います発掘調査の作業員等の賃金でございます。次に、第13節委託料でございますが、2,047万円を計上させていただいております。その主な内容といたしまして、史跡地の通常管理以外のものとしましては史跡藤ノ木古墳の整備にかかるものとして、本年度も引続き石室内の石材の動態調査を実施しますとともに、今年度よりの整備工事に伴います工事設計監理業務と旧法務局斑鳩出張所の既存建物の再活用により整備する（仮称）文化財活用センターの実施設業務の委託料でございます。次に、第14節使用料及び賃借料でございますが、248万8,000円を計上いたしております。主に個人住宅建築等に伴います町内遺跡の発掘調査や公共事業及び開発事業に伴います発掘調査用重機の借上げでございます。次に、15節工事請負費でございますが、5,590万5,000円を計上いたしております。この主な内容といたしまして、個人住宅建築等に伴いま



す町内遺跡の発掘調査以外のものとしたしまして、本年度より実施する史跡藤ノ木古墳の石室保存修理工事を中心とした整備工事の工事費でございます。次に、第17節公有財産購入費でございますが、1億3,317万3,000円を計上いたしております。平成15年度より実施しております史跡中宮寺跡の整備に伴います史跡地の購入費として、(仮称)文化財活用センター整備用地及び旧法務局斑鳩出張所建物の購入費でございます。

次に、147ページでございます。青少年野外活動センター管理運営費でございますが、113万6,000円の計上でございます。前年度と比較いたしまして4万1,000円の減でございます。例年7月から9月までの3カ月間の施設運営に要します費用でございます。

次に、第6目図書館管理運営費でございます。147ページでございますが、7,893万9,000円の計上でございます。前年度と比較いたしまして294万2,000円の減でございます。図書館情報化につきましては、ホームページの開設、メール通信、インターネットが使える利用者端末のネット予約の開始と着実に進めてきております。また、昨年5月に策定いたしました「斑鳩町子ども読書活動推進計画」を本年度から実施いたします。それによります地域、学校、幼保の連携が一層今後深まるものと考えております。まず、148ページの第7節の賃金でございますが、1,088万7,000円を計上させていただいております。館長及び臨時職員にかかります費用でございます。次に、第11節需用費でございますが、1,918万1,000円でございます。図書館利用者のニーズにこたえるべく図書資料の新鮮度を保ち、情報提供用の資料の充実努めてまいりたいと考えております。その図書購入費が主なものでございます。次に、第13節委託料でございますが、2,061万9,000円を計上させていただいております。図書館施設管理委託といたしまして、いかるがホールと図書館利用を面積案分いたしまして算出されました費用1,391万3,000円が主なものでございます。

以上、これらの社会教育の合計額は4億1,944万9,000円でございます。昨年度と比較いたしますと1億4,316万8,000円の減となっております。

続きまして、保健体育費でございますが、150ページをお開きいただきたいと思います。第1目の保健体育総務費でございますが、3,122万6,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして361万6,000円の減ござい

ます。すべての人々が幼児期から高齢期に至る生涯の各時期におきまして、いつでもどこでも身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進を図りますために、各種のスポーツ教室や競技大会の実施、またスポーツへの関心が高まる中、そのニーズの多様化、高度化に対応するための特殊スポーツクラブの育成等を行っていくことといたしております。今年度も151ページにありますように、19節負担金補助及び交付金で体育協会に165万6,000円、また、いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会実行委員会に対しまして270万円の補助を行ってまいりたいと考えております。

次に、第2目の、152ページでございますが、町民体育大会費でございます。119万円を計上いたしております。前年度比10万3,000円の減でございます。大会を通しまして町民の皆さんの健康、体力の推進とスポーツに対します関心を高めるとともに、大会に参加し、楽しんでいただくことによりまして、その親睦を図り、明るいまちづくりに結びつくような大会にしてまいりたいと考えております。なお、18年度につきましては、4月23日に開催する準備を進めているところでございます。

次に、第3目健民運動場費でございますが、326万7,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして35万6,000円の増でございます。屋外スポーツ施設の中心的拠点でありますことから、屋外スポーツの振興を図ります上でも良好な状態で利用していただくため、管理運営の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、第4目、153ページでございますが、町民プール運営費でございます。836万4,000円を計上いたしております。前年度比132万3,000円の増でございます。平成18年度の7月1日よりオープンすることで計画をいたしておりますが、事故なく安心してご利用いただくため、その管理運営と運營業務委託料、そして光熱費が主なものでございます。また、老朽化しております施設の維持補修にも努めてまいりたいと考えております。

次に、第5目生涯スポーツ推進事業費でございますが、42万6,000円を計上いたしております。前年度比21万8,000円の減でございます。幼児から高齢者までスポーツに親しんでいただくため、各種スポーツ教室を開催する計画でございます。

次に、154ページでございます。すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございますが、3,041万7,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして352万9,000円の増でございます。住民の健康・体力づくりの推進、

スポーツ・レクリエーション活動、そして町民相互の交流の場として利用いただくためにも、スポーツ活動の拠点でありますことから、常に良好な状態で利用していただけるよう適切な管理に努めるとともに、老朽化してきております施設の維持補修に努めてまいりたいと考えております。

以上、これらの保健体育費の合計額は7,486万円となっております、昨年と比較いたしますと850万3,000円の増となっておりますのでございます。

以上、簡単でございますが、教育費にかかります予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○小野委員長 14時45分まで休憩いたします。

(午後2時28分 休憩)

(午後2時45分 再開)

○小野委員長 それでは、再開いたします。

第9款教育費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の124ページから155ページまでです。

(「ちょっと済みません」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 先ほどの消防費に対する質疑の中で答弁を求められておりますので、先に答弁をいただきます。

西本総務課長。

○西本総務課長 申しわけございません。予算書の123ページの災害対策費の第1節報酬のところの防災会議委員の報酬、3名でございます。この3名の、16名のうち3名に支払う根拠はということでございましたので、まず構成人員のうち公務員、一般職の常勤の公務員に対しましては、地方公務員法が適用になります。地方公務員法第24条第4項におきまして、職員は他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならないと、このようになっておりますので、まず公務員になりますと、一般職の常勤の職員については防災会議に出席しておられても当町の委員報酬は支払われないということでございます。それとあと常勤の特別職でございます。町長、助役等でございますが、これにつきましても判例がございまして、一般的に常勤の特別職たる地位において他の特別職に選任されたような者である場合には、地方公務員法第24条第4項の趣旨にも照らし、重複支給とならないように適宜調整すべきものであるということになっております。これを受けまして、常勤の特別職につきましても防災会議の報酬

を支払わないということで考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。なお、報告が遅くなりまして申しわけございません。おわび申し上げます。

○小野委員長 ただいまの答弁に対して何かございますか。

松田委員。

○松田委員 法で規定をしていればそれでいいんですけど、いわゆる委員の中でそのうちの何名だけが報酬の適用者になるんだというふうなことは今回初めてなんですよね。そこで、この委員16名のうち3名だけが適用になるというようなことを説明したのも、これ初めてなんです。そのことが悪いというんじゃないんです。今までは黙ってたということ。私、30何年か議員させてもらってるけど、初めて聞いているんです。そういうふうな関係で、自分だけの仕事として思い込みで言ってることではだめだと。しかもそれが条例その他の関係を見ていっても全然そういう規定はない、説明はしてないし、そういうことは言っていないという関係にあるじゃないかということを出してきてるという関係、これは恐らく推測なんですけども、後で総務常任委員会にかかる国民保護法のあの関係で何名は、いや16名じゃ、そのうち費用がどうのこうのということになって特別職なんか追加するのはけしからんとかということになって初めて内訳、実際に払う人は3人やというようなことからここに出てきたんやと思うんですよ、同じメンバー。だから、発想が大体悪いんです。隠せるものは隠しとけと、明らかになってきたからこの際、言わないかんというふうな格好でこう出してきてるというようなふうに思われて仕方がない。これは憶測ですよ。皆さんがそうだというんじゃない、そう思うてるんだということでもないし、ですけどそう思われて仕方がないというようなことになるから、もうちょっとやっぱり透明性確保の面からすべての面についてやっぱり考えてもらわんといかんのやないかなということだけ申し上げておきたいと思うんです。そうでないともう議員なんて何審議してんのやと、どないにもなるんだというふうに思われたんじゃ心外ですから。だから、十分その点については配慮してもらおうようにしてください。

○小野委員長 松田委員のおっしゃるとおりだと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。また、加えて委員長の方から、ただいま西本課長は答弁がおくれましたということですが、私自身、やはり予算を組み上げていく段階でそのことは当然わかってることだということで、すぐに答弁ができるものと思います。先ほどの消防の上宮公園の件とか、あの件でもわかり切ってるということで提示していただくものもまたいろいろ

問題があるかなと思いますので、よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

それでは、改めまして第9款教育費についての質疑をお受けいたします。どうぞよろしく申し上げます。

松田委員。

○松田委員 それでは、142ページ、総務委員会で質問しようかなと思ったんですけど、ここで具体的に予算の中でもあらわれてきますのでここで聞いとかなないと、総務委員会は後ですからここで質問させてもらいたいんですけど、142ページの中で公民館費がずっと列挙されてますね。具体的に書かれていると思うんです。これの給料の一般職の給料と臨時職員の賃金という関係のところを説明をしてもらえませんか。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 公民館費の中の2番の給料、それと7番、賃金の説明をせよということでございます。2の給料につきましては予算額729万8,000円ということ。

○松田委員 わかるように言うてくれ、わかるように、マイク使って。

○阪野生涯学習課長 給料729万8,000円の予算を計上させていただいております。この給料につきましては、公民館に設置しております用務員2名の職員の給料を計上いたしているものでございます。

それから、7番の賃金でございますが、予算額1,911万2,000円ということございまして、これにつきましては公民館に勤務いたしております昼間の勤務臨時職員が4名、それから用務員が1名、それから夜間勤務しております職員が3名と今回公民館の館長ということで1名の賃金を計上させていただいたものでございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 多分この賃金の関係のところ、いわゆる臨時職員の賃金の関係ということに入っている今説明でもはっきりそうだとおっしゃっていただいておりますけど、結局公民館長の位置づけというのは町はどうしてるのかなということなんです。まず位置づけを聞きたいと思うんです。あるときには単独で公民館長を特別職の職員ということに言っていますし、あるときには本庁の教育委員会職員と兼務をしている、あるときには臨時職員でもいいんやというふうに、一体公民館長というのをどういう位置づけをしてるのかなということが聞きたいのが一つと、それから今回、非常勤特別職から臨時職員に変えてしもてる。臨時職員というものの性格は一体どうなのかなという疑問があるんですけども、この臨時職員に落して特別職の関係には給料17万2,300円払うてるわけですね。臨時職

員は何ぼになってきてるのかわからんわけです、これは、今の説明聞いても。組んでるのやという言い方だけなんです。だから、そういう言い方自身から見て一体どうなって賃金というのはそういうことでいいのかなというふうに思ったりしていますし、どういうふうにしてどこでどう決めるんやと、この賃金か、あるいはこの月額非常勤特別職の職員であったときの17万2,300円をそのまま充当するという考え方があるのか、あるいは減額しようとしているのかどうか、今の説明ではわからんわけですね。その辺のことについてはどこにも説明してないんです。報酬審議会の改定のどこにも書いてないし、職員給与表の関係を見てもわからないし、臨時賃金、職員の賃金というのはどう決めていくんかということについても全然我々は聞かせてもらってない。これまた先ほどみたいに法律に書いてんのやなんて言われるかわかりませんが、そこらわからんのですよ。とにかく好いたようにしてるのかなと。それで、正規職員を減らせていくんじゃということを書いて、いかにも減らした言いますけど、臨時職員の関係はどっこも、しかもその賃金の内容というのはわからんという関係があるように思うんですけど、この辺を具体的に説明をしてほしいということからですけど、あえて言いますと、公民館長は臨時職員ですと。なら賃金は幾らになるんですかということをもっと説明してください。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 申しわけございません。今回設置いたします公民館長の賃金でございますけれども、月額18万8,000円で、その12カ月プラス勤勉手当3カ月、合計282万円ということで予定をいたしております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 だから結局、今言われてるように、特別職の非常勤の職員であるときの方が給料安かって、今度は高くなってるわけですね、臨時にして。これはもうまさに臨時にして賃金を減らしてるんかなというふうに思うのが一般的だと思うんです。ところが高くなってきてるということですよ。それで、まだ聞いてません。位置づけがどうなのかということがあるんですよ。位置づけを上げることによってこうなってるんかどうかということ。まず位置づけを先に聞かせてください。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 松田委員おっしゃっていただくように、過去には、今、おっしゃっていただいたように、臨時でいたり兼務でしたり、あるいは報酬でというようなことでやって

まいりました。以前、過去のことを申しますと、社会教育指導員をそのまま館長待遇で一時置いたことがございます。そうした社会教育指導員の場合、週4日の勤務ということで、その中で館長職を兼務していただいたという経緯がございます。その場合は、社会教育指導員でございますと、17万3,200円ぐらいの金額でお願いをしていたというふうに思っております。その後、また、そういうものよりもやっぱり職員の方であるのほうがいいのではないかと、こういうことから、一時、職員が兼務したときもあります。そうしたことを変遷しながら、館長を兼務して、あそこに館長を空白にしておくということは、常駐しないということで、いろいろやっぱり公民館の運営上支障を来してくる。こういうことから、昨年度も社会教育指導員の報酬という立場で4日間の勤務をしていたんですが、やはり開館は5日常勤をしていただくということが、より公民館運営上いいのではないかと、こういうことから、本年度から勤務日数を1日ふやまして、5日間の毎日勤務ということになってまいりました。そうしたことから、今、図書館長等々も同じような勤務体制でございますので、そうしたところに戻して、館長の業務をやっていただくということで、今回賃金も、今、課長が申しあげましたような賃金体系で運営をさせていただきたいというふうに考えております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 公民館長の位置づけというのは、あなたはどういうふうに認識してるんですか。あいまいにしたままでこの賃金のことを言うてもうてもわからんのに、位置づけほどこちっと、なぜそういうことになったんかと。特別職から臨時職に変えたと。あれを変えても差し支えないんやという関係についての位置づけですね。いわゆるそういうことしてきたという関係について、一体どう位置づけをしてるのやと、公民館長は。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 館長というのは公民館の最高責任者ということでございまして、社会教育の実施場所、実践場所ということでございまして、常にやはり公民館を利用される方々との連携ということもございまして、公民館の指導者でございますし、生涯学習課、本課の教育委員会としては、生涯学習課で事業設計したものを公民館の方で事業を具体化していただく、そのための責任者ということでございますので、位置づけといたしましては、社会教育の推進者ということになってるんだというふうに思います。実践、実施の現場の推進者というふうになっておるか、このように思います。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 結局先ほどの説明でも、言いましたように、特別職であるという関係で今までしてきたものをね、臨時職員という名前に落とすと、僕は格下げやと思うんだけどね、落としていくという関係が、本当に公民館長として重視をしている位置づけになるんやろうかというふうに疑問があるということと、それから、臨時職員の中で賃金の関係は、先ほど言いましたように、4名の分が入ってくると。しかもその中に公民館長の賃金があって、しかも臨時職員という関係について、あとの関係の人々は、いうたら宿直、日直みたいなのと雑務をあわせてやるような人を、それとあわせて言うてるわけや、館長も。ところが、教育長が言うたのは、公民館長というのは指導的立場にあって、どうしても置かないかんような関係の人として位置づけていくわけですよ。かなり優位に見てると思うんですよ。そういう関係なら、同じようにここで並立してるということと、それから、この賃金をどういうふうにして、臨時職員の賃金というのはこういうふうにして決まんのやということ、臨時職員とはどういう性格のものをいうんやという定義、そういうことも一連して聞かせてほしいと思うんです。どうも正規職員を減らすことによって、そして賃金は減るものというような印象を受けながらも、賃金は聞いてると上がっていると。しかも我々が聞きます関係については、それは総括して示してるという関係ですね。どうも透明性なりそういったもの、あるいはわかりやすい予算編成ということにはなっていないんじゃないかというような疑問があるんですよ。一々やっぱりこういうこと、ここに書いてある関係を全部聞かんなんというのは大変なことだと思うんやけど、大抵そんなことになってるんやと思う。後でまた聞きますけど。そんなことでいいんかどうか。質問したらこれ見てわかりますけども、公民館長の給料はどのぐらいになってんのやということを一一般に聞かれても全然わからんですね。書いたもん全然ないんですよ、我々のところには。一体どこでどう決めんのやと。それはどういうふうにも公表されるんやと。今回の3月の広報を見ましても、賃金の形態、それと職員の関係も載っておりますが、臨時職員の関係なんていうのは、そこまでの具体化したもの書いてないんですよ。わからんのです。隘路に入って、こういうことでいいかどうかということですよ。教えてください。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 公民館の館長につきましては、地方自治法でも示されているんですが、常勤の場合は一般職扱いをすると、こういうふうになってございます。非常勤の場合は特別職という扱いにするという自治法で決まっているわけでございます。以前は4日間と



いうことをございますので、非常勤と、そういう形で4日間で特別職扱いをさせていただいたわけをございますが、今回は常勤で来ていただくと、こういうことで、一般職としての人事派遣と、こういう扱いをさせていただいております。臨時職員の賃金については、総務の方からお答えいただきたいと思います。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 まず、臨時職員の関係をございますが、これにつきましては、例規集の中に斑鳩町一般職の臨時職員等の取扱要綱というのを定めております。この中で常勤の臨時職員、非常勤の臨時職員の定義も第2条でうたっております。この中で、別表によりまして、それぞれ賃金等あらわしております。また、賃金につきましては、月給制のものにつきましては当町の正規職員の初任給をもって充てております。それぞれ高校卒業、短大卒業程度、4年生大学卒業程度ということで、その区分によりまして賃金を決定させていただいております。また、日給につきましては、高校卒業の初任給を日数で割りまして1日当たりの単価を出して、それを日給といたしております。いずれにいたしましても、この臨時職員の取り扱い要綱、この中で臨時職員の休暇とか、こういった関係もうたっております。以上をございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 僕はね、公民館長のような関係の人を臨時職員ということで本当にいいんやろうかどうかと。むしろかつてはしたというふうに言われたと思うけど、委嘱ということの方がまだいいかもわからん、ある意味では、と思うんですよね。とにかくいずれにしてもね、公民館長は皆さんの好いたようにできるんやな。全く不思議なぐらいこの位置づけというのは。そういう関係で公民館活動を重視してんのやとかいつまでも言うてみてもね、全く通らんじゃないかというふうに思うんですよ。だからそういった意味でいくと、極めてこの人事運用というのは、これは言い過ぎかわかりませんが、あるときには役場職員の人材の関係によっていろいろ公民館長の関係というのは変わってくると。運用が変えられてきたと、今日までは。今回は、公民館長というのは臨時職員にすると。そして給与がどうなってるのか我々に明らかにしない状況の中で、一つの内部規定の関係が決まってくんやというような説明をして、絶対に我々に明らかにしないという状況になってきているということについて、私は理解ができないし、ようこんなようなことをしながら我々に審議をせえと言うてるんやなというふうに思うんですよ。余りにも情けないやり方だし、こういう説明したこともない。賃金はどういうふうにする

んや、どういうふうにならなっていくんやということも見たこともない。今回のこの関係についての、18万云々という関係では、もう人を決めてるんやと思います。それは一つのそれぞれの根拠があって言うてるんでしょう。しかし、なぜそのことを我々に説明を十分しないのかということが問題になってきてるんです。自分らの好いたようにしてるやないかということが一つ。これは強く指摘しておきたいと思うんですよ。

それから、2つ目の関係は、文化財活用センターに充当する予定になっているということで、法務局の斑鳩出張所の建物の関係ですね。いろいろ説明を今日まで受けてきました。所管の委員会でも受けてきました。そして基本計画も示されていますし、なるほど、こういうことで結構やなということも言うてきました。ところが今度は突然、あの建物の関係から、それはそうなんかわかりませんが、有償でというふうはこの間は聞きました。ですから議会としては、あの建物の関係については、無償譲渡してもらえるように法務局に申請すべきやと、あるいは申請してはどうかという提言もされています。したがって、それらのことについての是非の問題は、予算委員会あるいは総務委員会等で十分当局側の意向を確認した上で取り扱いを決めてほしいということをお願いしてきているんですけども、今、146ページにそういうことが書かれているわけですよ。どうもこれは、ご説明を聞きますと、1億3,317万3,000円の中に、これは中宮寺の関係とあわせて活用センターの建物の公有化も含んでんのやと、こういうんです。このことは初めてですよ。公有化の問題を、建屋の問題について、有償譲渡を受けるんやという関係なんていうような説明は初めてでしょう。我々まだしてないんですよ、一遍も。総務委員会でもしてませんね。何か聞きますと、打合会ではいろいろと、正副委員長の打ち合わせのときには言うてるんですけども、まだ額が決まってないからどうのこうのということで、明確にしなかったということのようなんですけども、ここで見ますと、かなり大きな金額言うて、その中に含まれてるという説明しかしらないですよ。一体これはどうなってるんですか。大抵のことについては、いわゆる特別付託議案としても、継続審議議案としてでも、我々取り扱って審議をしてきてるはずなんです。機会は幾らでもあったはずなんです。ところが、そのことについて一切言うてないと。今回予算の関係を見ると、ばあっとしたのが出てきて、しかもその中身がわからんと、包含してんのやということなんですけど、一体幾ら、この建物の関係については何ぼで購入なら購入しようとしてるんのやと。そのことをなぜ所管の委員会に報告などに関係しないで、今ここで突然出てきてるんやということについて、説明してくれま

せんか。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 法務局斑鳩出張所の払い下げにつきましては、今日まで総務委員会の中で報告をしてまいりましたが、有償か、また無償であるのか、また、有償の場合は幾らで払い下げようというのかについては報告を怠っておりました。まことに申しわけございません。ここに内容をご報告申し上げまして、ご了解を得たいと思います。

そしたら、続けて報告させていただきます。

法務局斑鳩出張所の建物でございますけれども、鑑定価格が推定額1,750万円ということでございます。これは奈良地方法務局の方でとられたものでございますけれども、これが平成17年の6月にとられておりまして、その建物を解体する費用でございますけれども、これにつきましても一応見積もりをとられておりまして、1,134万円ということでございます。先ほど申しました不動産の鑑定価格、建物の鑑定価格が1,750万でございます、この払い下げについては平成18年度に入りますことから、1年後は100万円の減額がされると推定されるということでの鑑定をいただいております。そのため、1,650万円から解体の費用1,134万円を引きまして、地権者に払い戻しの場合はその費用の2分の1を地権者から取るということになっておりますので、その2分の1の258万円、これが法務局斑鳩出張所の売却可能予定額ということでございまして、今回、それに見合う予算ということで、260万円の金額を計上させていただいたものでございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 僕はね、その過程においてどんな折衝をしてきたんですか。その過程が全然説明されていませんし、所管の委員会にそういうことをなぜ報告しなかったのかということを知っているわけです。それはなぜなんですか。そしてしかも今言われてる関係については、どう折衝したのかどうかもわかりませんで、査定が法務局がしたという関係そのままだと、うちは認めてきてるというような印象を受けるんですよ。今後いろいろ我々がお願いなりなんなりしていくだとしても、それはむだなことだと、そうは十分承知をした上で、しかも有償で払い下げを受けるんだという前提に立って話をきて、こういうことになったんやと、もう決定済みと、今ごろ何を言うんだというふうな状態で、議会が取り上げるわけにいかんと思うんですよ。そういうことになってるのかどうかということ。全然これ聞いたこともない。だから、ほとんどそういう必要なことにつ

いて、議会の了承を得た関係について、いわゆる用地の取得をするんだと、あそこをセンターとして活用していくんやと、建物を。建物だけではしようがないから、またさらに用地を買うんだということまでも言うて、我々に理解を求めてきたわけでしょう。そしてまたその建物が有償であるんか無償であるんかについてさえも、あるいは現在までに法務局と折衝をしてるんだということさえも、一切委員会には言わないわけでしょう。これはなぜなんですか。やっぱり所管の委員会であっても、それは言うべき事柄ではないというふうに思っているのか。あるいは言うことが適当でないというふうに判断してるのか。どうなんですか、これは。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 松田委員のご指摘の関係でございますけども、たしか私は去年の4月に、無償譲渡してほしいということで、法務副大臣のところに行ったわけでございます。そのときに、恐らく5月の常任委員会か何かの関係で、松田委員から、町長は新聞見たら4月何日かに滝さんとお会いしてるという中でということで、これは無償譲渡いうことでということ、私が申し上げたのか、そのときにちょうど、阿波の関係の問題もありまして、何かそういうことで、図面を見たらこんな違うやないかというふうなこともあって、その辺がうまく正確に伝わってないのかもわかりませんが、何かそういうことは私は5月の常任委員会で、そういう話があったということはしておりますけども、松田委員と直接総務委員会でそういう議論になったことはないと思います。また、町から積極的にそういうことを申し上げたのか、質問を受けて、そういう話をさせていただいた経緯はあると私は記憶をいたしております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 今の町長が言われる、確かにね、私、質問したことがあるんです。町長は、登記所が移転するんやという計画があって、できるだけそれは使いたいというふうに願うてるという関係があるということはお聞きしてます。しかし、あの建屋の関係について、私が聞くところによると、これは打ち合わせのときに来てくれて、いわゆる教育委員会職員の方が、藤ノ木古墳の整備をするについて、あそこで展示室その他の関係を利用したいと思うと。それは、出張所の建物そのものがどうも移転をするという計画があるからそういうことを聞いてるんやということだったんですよ。だからそういうことが本当かということで、僕は委員会で聞いた。そして具体的には、きょう委員会においでになりますけども、委員から、実はこういう関係になってるんやということもお聞きし

ました。だから法務局が移転するんやなということについて、しかも移転を前提として話をしているということについても理解はしています。有償であるとか無償であるとかいう関係については全然聞いてない。それは言うたこともないと思うんですよ、まだ。それも聞いたこともない。この間初めて、議会運営委員会でしたからね、議会運営委員会でこういう関係について、実は有償というふうに言われてるし、今、先ほど課長が言ってるような関係について、実は法務局から聞いたと。だけど、今、財政緊迫な折であるから議会としてもぼんやりしとったらいかんやないかと。遅いと言われるかもわからんけども、せめて法務局に要請をして、無償で払い下げするように運動をすべきだという提言があった。だからそれについては、その経緯を一遍聞いてみようということになって今日になってるわけです。最終日にでもそれは議会の意思としてどう取り扱うかということを決めようということになってる。だからそのことについて私は、だからそれまでに一応その機会があるから、所管の総務委員会でもありますし、ぜひともそれはやっぱり確認をしたいと。その上で取り扱いを決めてくださいということをお願いをしてきてここに至ってるわけです。ところがいまだに説明がないわけですよ。正副委員長は少しはお聞きになってるのかということでも聞きますと、打ち合わせの際には話は出たけれども、額が決まってないから言えないということで、有償だという、どうも感じはしてるけども、その後、具体的な話聞いてないと、聞かされていないということでした。ところが今回ちゃんと出てます。しかもこの予算書の作る関係、先ほど議会の関係言いましたら、間に合わんねやと言われましたけども、この関係について、打合せの段階で締め切ってるんやと、それで作ってるんやということでしょう。間に合うてるわけでしょう。それが一向に、今までも説明する機会というのはあったはずでしょう。なぜしてくれないんですか。しかも有償で。それは当たり前のことやと、常識なんやという認識に皆さんが立ってるのか。あるいはそのことについてはもう議会に説明するまでもないことであるということでおいでになるのかどうか。基本計画までできてしもうてるわけでしょう。建物がどこのものになるかどうかもわからん状態で基本計画全部をさすがに聞いたらね、そのことは既定の事実として我々見るじゃないですか、それは。だから僕は、なぜその説明をしてくれない。なぜ説明ができなんだんや。しかも説明するまでも必要のないことであるというふうに考えたのかどうかと。それほど我々委員会でも、所管委員会が信用できないということなのかということをお聞かせくださいよ。全く憤慨にたえないんですよ、これは。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 交渉の経過につきましては、総務部長の方から答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 この関係につきましては、確かに払い下げを受けることになったという中で、今後どのような活用をしていくかについては検討させていただくというようなお話の中で報告した経緯はありますけども、確かに有償というような話はしなかったと、金額は何ぼという話はしなかったということは確かでございます。そういう中で、そういう話が、払い下げを受けるようになったことで、今後、町としては、何に活用していくかということについては検討させていただくというようなこと。その後、教育委員会の方でそういう文化財の活用というような形の中で使おうということでありましたので、それで教育委員会の方へ引き継いで、後、以後、教育長の方、先ほど話がありましたような内容の中で進んできたわけでございます。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 いずれにしても、我々としては、言うてないわけでございますから、その点は深くおわびを申し上げて、こういう関係等についてはできるだけ早く、そういうことで、委員会等、またあるいは議会にも連絡をしていくことが一番大事だろうと思います。本当にそういう点については、いろいろと委員の皆さんには大変ご迷惑かけてることについて深くおわび申し上げながら、今後そういうことのないように、以後気をつけてまいりたいと思います。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 しつこいようですが、僕はね、今日のそういうことについて、私自身が聞き漏らしてるのかどうかと、行政側は十分そういうことの説明もしてるし、明らかにしてるやないかということがあってはならんというので、随分あちこち資料を見ました。基本設計の報告書、確かにここで1行だけ書いてるんです。奈良地方法務局斑鳩法務出張所購入改修費ガイダンスを支出すると書いてるんですよ。確かに言うてるなと思うんですけども、そのほかはもう一切言うてない。そして事業の区分の関係について、藤ノ木については、古墳整備事業として文化庁が所管で援助を受けてやると。それで文化財活用センターについては、国土交通省の所管による、いわゆるまちづくり交付金によってやるんやということは書いてるんです。ところがね、確かに法務局の出張所の改修に

購入費がこれだけ要るんだという関係については、全然説明してくれてないんですよ。いまだかつてそんなことないでしょう、ほとんど、そういうことについて。なぜなんやと、それは。どんな折衝をしてきたんやと、法務局と。そして今から我々が頼んだって、それはもうあかんど、むだなこっちゃという認識に立ってるのかどうかにもよるんですよ、これは。はっきり聞かせてくださいよ、その辺を。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 先ほど申しましたように、私は4月でしたか、当時の滝法務副大臣とお会いをさせていただいて、とにかくこの建物部分は解体をするから、無償で譲渡願いたいという文書を渡しながら、滝副大臣とお会いして、担当の方も来ていただいて、そして最終的に奈良地方法務局の局長がお見えになりまして、最終的に金額的にここまで入れてみたということで来たものですから、そのことを受けたということでございまして、その日もいろいろと、議会の皆さん方のご指摘のように、やっぱり解体費用だけでも1,000何万かかるという中で、また建物に有償でなどということになってくるわけですから、最終的に私は副大臣というか、上のバトンを渡していただいて、その事情を聞かせていただいて、そしてまた法務局長がそういうことで来られたものですから、最終的に260万ですか、そういうことで受けてしまったということでございます。その点についても、先ほども申しましたように、そういう点についても議会とご相談申し上げて、いろいろそういうことが、また今後そういうことのないような、そういうことについては、やっぱり皆様方のお知恵をおかりしながらやっていかなきゃいかんなど、こういうふうにつくづく感じているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 今回の関係についてはね、これは折り合いついた額なんですか。予算計上してる関係については。まだ折衝をする余地があるということなんですか。どっちなんですか、これは。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 最終的にはまだ本所から来てません。現時点では奈良法務局の局長が持って来られたということで、18年度に予算化をしておりますけども、最終的には本所からは来てないということでございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 この関係については、やっぱり有償で譲り受けるという立場であることは間

違いはないんですか、町は。その姿勢を示してるんですか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 私は一応当時の滝法務副大臣のところに行ったときには、文書で、無償でお分けしてほしいということを、文書を書いて申し上げておるんです。そして、今、現時点で、国の方で調べた結果が、解体費用が1, 100何万かかるということですから、解体に1, 100万かかるんやったら、何も260万も払うことないやないかと、ただで、逆に金もらわなということで、いろいろ議員の皆さんがご相談をさせていただいたということで、最終的にはやっぱり法務局の最終権限があると思いますし、そこらをやっぱりこれから議論をいただいて、結果、無償になるのか、あるいはまた確定はどうなるのか、まだ決定はされておられませんから、奈良地方法務局の局長の段階でありますから、そこらこれからどういくのか、我々もやっぱり努力をしながら、できれば無償で払い下げていただくのが最高のことだと思ひ、努力を今後ともしていきたいと思っております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 どうもね、納得ができないんですけどね、少なくとも予算編成をしてるわけですから、しかもそれは言われているように、買い取るんやという関係の額を組んでるわけでしょう。その過程において無償だどうだということらではないですわな。交渉というのはそんなもんでもないでしょう、ある意味では。しかし、それほどの関係で交渉してない。腹の内を見せてしもうて、有償で買うんやということ言うて、言われてる額を組んでおいて、そしてまけよう、まけようという話やというんやったら、それはあくまでも、まけるという関係であったとしたら、有償であることは間違いないですよ。無償とは違うわな。話がつかんからということで、我々に明らかにしないということであったなら、話がこれをついたから明らかにしたのかというふうにもとれますわな。いずれにしても、この扱いについてはね、私は所管の委員会として責任を感じているんですけども、議会全体の問題になるんですよ。付託を受けてるわけ、ですから、やっぱり当局側の態度、あるいは状態によって、議会として、あるいは委員会として審議してきた関係について、これはどの委員会というふうには決まっていらないんですけども、予算委員会として審議をした結果について、こうであったという関係の報告がされるでしょうけど、その場合にどう認定をするのかどうか。あるいは総務委員会でこれを質問したときに、所管の事項として聞いたときに、委員長が報告されて、それをどう受けと



めるかということの判断材料になるわけですね。そういうことを踏まえてやっぱし1回答えてほしい。質問もね、はっきりしておきたい、解明しておきたいと思ってこれ聞いているんですよ。こんなぶざまな格好なんて、僕はないと思うんですよ。あれぐらい、予算、決めることが遅いから間に合わなかったと言うてみたり、ある意味でも決まっていけど予算を組んでしもうたんやとか言うてみたり、全く言うてることがちぐはぐだと。まだほかにもいろいろあると思いますから、ほかの関係については委員の皆さんから質問してもらいますけどね、私はこういう扱いについては極めて不満足であるし、どう対応するかについてはやっぱり検討してほしいと思いますね。

○小野委員長 暫時休憩します。

(午後3時29分 休憩)

(午後3時32分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

先ほどの松田委員の意見に対して何か申し添えることがあればお伺いします。

栗本教育長。

○栗本教育長 総務委員会におきましても説明できていなかったということで、大変申しわけなく思っております。今後について、十分そうしたことに注意を払いながら十分説明をさせていただきたいというふうに考えております。

この予算計上につきましては、これも課長が申し上げましたように、現段階で法務局の方から260万というふうな数字を示されて、こういう状況の中で、当初予算の中に組み入れさせていただきました。まだ決まってないのになぜやというご指摘はあるわけですが、当初予算でということもあるわけですが。決定いたしましたらやっぱりスムーズに事業を進めていくと、こういうことから、当初予算に組ませていただいたということでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 僕はね、はっきりしてほしいのはね、今、議会がいかに結束して嘆願書なり請願書を出して、無料で譲渡してくれというふうに言うても、行政としては、それは無理やでと、額は別にしても、有償で話をつけるという以外に仕方がないんやという姿勢なのかどうかをはっきり聞かせてくれたらそれでいいんですよ。そしたら我々は、それでもということになるのか、そんなこと言うてもどうせあかんのだったら置いとこうかということになるのかの判断ができますからね、その辺をはっきり聞かせくれと。言い

わけしてくれと言うてないんや。判断の材料をくれと言ってるだけですよ。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 当然町としても無償で譲渡していただくことが一番最適だというふうに考えております。そうしたことで、議員の皆さん方のご発議でいろいろご努力いただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。ただ、予算の組み方につきましては、いろいろご指摘いただくようでございますけれども、私どもとしては、無償で払い下げを受けることが一番望ましいというふうに考えてます。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 交渉した経緯につきましては、私の方がやりましたので、もう少し詳しくつけ加えさせてもらいますと、奈良地方法務局の会計課長さんがお越しになりまして、数字を示された中で、やっぱり我々としてはこれをやむを得ないというような中で、258万という話を受けてきたような状況のようなことも確かにございます。そうした中で、奈良地方法務局におかれましては、上の方へ話をされておるといような中で、まだ今、最終的な決断は来てないというような状況になっておるといことでございます。

○小野委員長 どうぞ。松田委員。

○松田委員 僕はね、そこのところはけしからんと言うんですよ。もっとはっきりして予算を組んだんでしょからね、僕は、もう結果的にはね、無償なんてことを言うてみても、それはあかんでということだと思う、個人的には。しかも法務省とも、窓口であろうがどうであろうが、出張所であろうが本所であろうが、いずれにしても窓口同士の話をしてることは事実や。予算までも組んだことも事実や。しかも言われてる額について組んでるということについて、それをどうのこうのと言うてね、本当にええのかどうか。僕は議会が言うたとしても、そういうふうになっていかないと、もしもそれが、一般論で言うたらこれは好ましいことかもしれませんが、あなた方自身、後になってから、そなん何言うてんのやと結局怒るの違うか、法務局。例えば無償になったとしたら。つぶされたのと一緒ですが、ある意味で、俗な言葉で言うなら。僕はそんなことにはならんと、全然、見るんですよ。そうなら、それなりに議会としても、わかってくれというならわかってくれという話がなぜできないのか。わかってくれと言うてるでもなければや、みずからの言いわけしてるだけだと。僕はやっぱりね、この際できるだけ安く、有償はやむを得ないとしても、立場上、法務局という立場もありますし、いことなら、それなりに、出来るだけ頑張っ言われてる価格を少しでも低く話をつけるという努力

をさらにしていくけれども、今、議会が無償でと言うても、そういうふうになるものではないというふうに判断をされるならされると。そういう前提に立って議会として協力してくれというなら、そういう発言なぜできないのか。僕はそう思うんです。極めて率直でないと。結局逃げを打ってる。それならなぜ初めから相談せえへんのやと私が言うてるわけや。相談せんでやってきていて、ぐっと悪うなってきたら、そんなふうには逃げるといような言い方というのは一体何かと。そんなものは物の道理ですやないか。僕はそういうあいまいなことを言ってほしくないと思う、この段階において。こういうことになるんですよ。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 何遍も申しわけございませんけども、特に今、松田委員おっしゃるように、私は4月に上京して、そういう形で交渉してまいりまして、結果的に258万ということになってしまったということで、これはもう私は258万ということをやむを得ないかなと、こう思ってます。しかし、議会の皆さん方が、こういう財政状況の中で、やっぱり解体費用が1,100万かかるという中で、もっと圧縮できないのかということで、無償ということで、今、議会の方でご審議をいただいて、国に要請をしようということでございます。非常にありがたい話でもあるし、258万ということについては一応結果が出ておるという中で、あとはもう議会の皆さん方のご努力によって、できるだけ我々としても金額を安くしたい、あるいは無償に近づけていただける努力を今後ともお願いをしたい、こう願っております。

○小野委員長 私の方からね、この件について、もう1件、先ほどの休憩の中での発言でしたけど、先ほどもね、阪野課長の説明を聞かせてもらった段階でね、この17年の6月に法務局がああの建物を鑑定したと。それが1,750万だと。鑑定を持ってくるということは、有償で、その建物の値打ちがあるということでの話を持ってきてるんです。これで無償という話はもうなくなってるんです。しかも解体費用に1,134万ですか、これは結構なんですよ。解体するには幾らかかるんだと、そうした上で、その解体費用がかかるんだから、そしたら無償でもという話になるんです。説明の順序としてそうされたんかどうかわかりませんよ。だけど、17年6月に交渉していく中で、奈良地方法務局の方で建物の鑑定をとったということは、あれを物として評価していく。ということは、こちらが使いたいという意思表示をしてるために、これは無理な話なんです。その最初のボタンのかけ違いということになります。だから今、議会の方でも先ほど休憩を

とらせてもらって話ししましたが、こういう動きがありますのでね、これは無償でというぐあいに意見書をまとめてしまってもね、これはもうどうにもならないと、私は今の段階では思っています。だから、幾らかかかっていくというものについてはね、私はまことに、ちょっと厳しい言い方ですが、町当局の対応のまずさということを指摘しておきたいと思います。

この件は、そしたら終わらせてもらってよろしいですかね。

ほかの質問をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 幾つかあるんですけども、順次質問をさせていただきたいと思います。

まず、予算書の125ページに、臨時講師ということで上げていただき、先ほど教育長の方からご説明をいただいておりますが、予算の概要書を見させていただくと、中学校の方は一定維持されてますが、小学校の方でこの臨時講師の数が減らされてると、前年度と18年度、17年、18年を見比べますとね、小学校の方がちょっと大きく減っているということで、人が減らされるんだなというふうに感じておったんですが、もう少し詳しく、小・中学校それぞれの臨時講師の考え方について、具体的にご説明をいただきたいというふうに思います。

○小野委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 125ページの事務局費の賃金、臨時講師の賃金の内訳でございます。平成17年度で、小学校の分でまず言いますと、4名ございました。平成18年度の対応といたしまして、3名ということで、1名減になっております。これにつきましては、4名のうちの1名が郡の事務局の対応ということで、小学校にありましたのが18年度で中学校の方にかわりますので、1名減ということで3名。あとの3名につきましては、18年度の3名につきましては各小学校1名ずつということで、これにつきましては、心身障害児の就学指導委員会におきまして、個別対応など特別な支援が必要であるという答申を受けた在籍する障害児の対応のための講師ということで、障害児対応ということで、各小学校に1名ずつ配置いたしております。中学校におきましては4名から5名ということで、1名の増ということでやっております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 何か、今、郡の事務局の対応で1名、何かこれ、よう意味がわかりませんねんけど、当番になってるのか、何になってるのか。そしてそれを町が持たなあかんのか。

もう一つわかりにくいんですが。それで、小学校が減って中学校がふえてということやったんですが、この郡の事務局の対応というところをもう少しわかるようにご説明いただけますでしょうか。

○小野委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきまして、生駒郡の人権教育研究会という会がございまして、そちらの方の事務局対応という形で、各市町村持ち回りでということですので、18年度については中学校対応ということで、中学校の方に事務局の職員を置くということとでございます。

あとにつきましては、あとの4名につきましては、各教科の対応と、教科補充ということで扱わせていただいているわけでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 人権教育研究会を郡で事務局を持つのに、自分とこに当番が当たったら町が持たなあかと、町の臨時講師という形で町が持たなあかということの意味がよくわからないんですが。それと、例えば斑鳩町やったら小学校3つ、中学校2つあるんですね。生駒郡内それぞれまた各町に学校あると思うんですが、ほんなら郡の事務局というのはどんなふうに回っていったらいいんですか。それで、回っていったときには、うちじゃないときには、それぞれの町が持たれるのか。その辺もちょっと教えていただけますか。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 4町で組織しているところでございまして、それぞれの町から1名ずつ事務局として出ております。その4人で人権教育研究の総括的な事務をやっているということとでございます。その事務局を斑鳩町の場合、それぞれ順番を持ってございまして、昨年度、斑鳩小学校でやったのが、18年度は南中学校がその事務を担当すると、こういうこととございますので、小学校から中学校につくということとございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今の説明で大枠はわかりましたけれども、でも、なぜあえてわざわざこの人権教育研究会というものの中で、各町でわざわざ財政が厳しいと言うてる中でこういう取り組みになるのかという意味が、私はわからないということだけ言っておきたいと思っております。

それから、ずっと気になっている点ですけれども、予算書の129ページの小学校費の中で、学校用務員さんの業務委託をされているということがここにのっております、

その金額から見まして、どれだけなのかなと、どこの学校のどういう対応、そして時間、委託をしている状況、この辺も、今、学校の安全であったり、いろんなことが言われている中で、やはりこのことについては確認をさせていただいておきたいなというふうに思います。

それとともに、138ページにあります幼稚園費の中でも、用務員業務をやったり委託をされてるわけなんですね。この委託料を見ますと、多分これは昨年と同じということで、西幼稚園の方で定年を迎えられた後、こういう形をとっておられるんだろうなとは思っているんですけども、これもあわせて時間的なもの、そして、これ、去年から、去年というのか、17年度からやっておられるとは思いますが、17年度やってきて、状況がどうであるのか、どういうふうに委託をして、どうだというふうに感じておられるのか、あわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○小野委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 まず初めに、129ページの用務員の委託の賃金でございます。これにつきましては、斑鳩小学校、西小学校、東小学校と各1名ずつ用務員として配置させていただいております。これにつきましてはシルバー人材センターの方から委託しております。それと時間給でございます。725円の8時間の3人ということの200日ということでございます。それと、あともう1人、西小学校の方で安全指導員ということで1名。これにつきましては1時間725円の4時間、児童の登下校時の安全パトロールということで、4時間の200日ということで計上させていただいております。

それと、138ページの幼稚園の用務員の業務委託料でございます。これにつきましては西幼稚園の用務員の対応でございます。これにつきましてはシルバー人材センターの方で委託しております。これにつきましては、単価1時間725円の6時間勤務ということで、204日の勤務で、88万7,400円ということで計上させていただいております。

あと、学校の方のシルバー対応の方でございますけれども、各PTAの方からでもお聞きいたしますのは、シルバー人材センターの委託でございますので、業務的には朝の門扉の開閉とか日常の清掃、特に草引き、夏の暑い場合でも草引きをしていただいて、管理上大変きれいにしていただいて、喜んでおられるということでお聞きしております。西幼稚園の方の用務員さんにつきましても、シルバー人材センターの方ということでやっておられて、これにつきましても、子どもと対話もしていただける中で、極端に言い

ますと、雨が降ってても外に出て作業をされるということで、PTAの役員さんからは大変喜ばれているという声はお聞きしております。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そういうふうに、業務を委託していても十分に対応できているというふうに町の方が評価をされてるというふうに今お聞きをいたしましたけれども、ちなみに今、小学校の方の用務員さんも、ですから、全部委託ということになってしまったわけですが、これ、200日の8時間ということですが、意外と東小学校なんか朝早くから行ってくださってるんですね。私、よく見かけるんですけども。勤務時間、どうなっているのかと、それと、シルバーさんに委託された場合、シルバーさんとの委託関係というのか、そうなると、もしかしたら人が時々入れかわったりするのかなと、その辺はどんなふうになってるのかなというのがちょっと気になるんです。同じ人がずっと行っていただけてるのかどうか、そういう仕事になれた方が行っていただけてるのかというところもちょっと気になるんですが、その辺はどうでしょうか。

○小野委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 勤務の時間形態でございますけれども、8時間ですので、7時半から4時45分までという形でございます。

それと、人の入れかえということで、週5日ございますので、2日勤務の方と3日勤務の方、2人で対応していただいているところもございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 それと、何ていうんですか、こういう仕事に割となれた方というのか、その方が子どもさんが好きやとか、何かそういうことでシルバーさんの方で受けていただいて、派遣していただいているのか。そういうことをあえて教育委員会の方からお願いして来ていただいているようにしておられるのか。その辺もあわせてちょっとお聞きしたかったんですが。

○小野委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 申しわけございませんでした。これも教育委員会の方で委託契約するとき、当然シルバー人材の方へもそういうことで、子どもに対して対応できるシルバー人材センターの職員ということで申し入れております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。今お聞きしたのと、私が見させていたいただいている中では、

特に東小学校へ、私、近いもんですからよく見ます。非常に朝早くから行っていただいて、きれいにしていただいているということは実際見ておりますのでね、それについては私もびっくりして、ちょっと評価させていただいているところであるというか、それだけ述べておきます。

続きまして、130ページ、小学校費ですね。小学校費の130ページと中学校費の135ページでございます、実は要保護、準要保護の関係なんですけれども、要保護につきましてももちろん保護家庭になりますが、準要保護ですね。この関係につきましても、一般財源化されたというふうに思っています。さらにこういう要保護、また準要保護を受ける児童生徒さんの数が本当にふえてきているというふうに聞いてる中では、昨年度の予算と比べまして、18年度予算が17年度より下がってるんですね。人数ふえてるのんちゃうかなと思いつつ見てて、でも予算上下がってるんですよ。これは一般財源化が行われた関係で、何か今まで準要保護として認めてはった基準なんかの関係とかに影響も出てきてないのかなということ、ちょっと気になってるところなんです、このところ、18年度の予算についてどのようにされたのか、お尋ねしておきたいなと思います。

○小野委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 今、ご質問の要保護、準要保護の児童生徒に対します援助費でございます。これにつきましては、平成17年度から三位一体改革によりまして、準要保護の分につきましては補助は出ないと、要保護については2分の1出るということでさせていただく中で、それにつきましては、今現在、対比いたしますと、平成17年度では小学校で126名で18年度が135名、それから、中学校におきましては、17年度77名から18年度75名ということで、人数になっております。

あと、人数がふえてるのに予算下がってるのではないかということでございますけれども、その辺についても、予算でございますので、実績見合いの形で予算を組ませていただきました。それを見まして増減ありましたら、流用するなり補正対応するという形でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 たしか斑鳩町の準要保護、規定をお持ちになっていると思うんですけれども、生活保護基準の1. 何倍とかいうて基準をお持ちになって、準要保護を認めてされていると思うんですけれども、それについてはじゃあ一般財源化された中で、17年度を見て、



それで18年度下がってるから、そこら辺もちょっと見直しされたんかな、どうかなと心配してたんですけど、じゃあその基準についての見直しはされていないと、今までどおりであるというふうに考えてよろしいんですね。

○小野委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 率につきましては、今、委員ご説明のとおりで、一応試算をさせていただいたんですけども、そう変わらないということで、このままにしております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。一般財源化になりまして、それは財政厳しい中、どんなふうに財政状況なってくるか、そういうことも重要なことですが、やはり小・中学校、義務教育の関係につきましては、これまでどおりのご配慮をいただけるということでしたので、ちょっと安心をしております。

大変申しわけございません。私、いつも質問をさせていただいていることで、恒例でございますが、ことしもお聞きしておきたいと思います。小学校費、中学校費それぞれ130ページ、135ページ、教育振興費に上げられている数字、教材用備品の数字がそうだろうと思うんですが、奈良県と斑鳩町が2分の1ずつお金を出して、児童生徒皆さんにお配りになる「なかま」の本の金額、そして各小・中学校の冊数ですね、それを確認をさせていただきたいと思います。

○小野委員長 野崎教育委員会総務課長。

○野崎教委総務課長 「なかま」につきましては、小学校でございます。これにつきましては1年、3年、5年の各年ごとでございます。単価につきましては450円の863人、38万8,350円でございます。そして中学校でございます。これにつきましては1年生でございます。単価540円の264人ということでございます。14万2,560円ということでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 いつも申し上げておりますけれども、いろいろな斑鳩町が教育の研究をされているいろんなものがあると思います。できるだけそれらと同じように扱っていただきたいというふうに、何か特別な扱いをされているように見てとれるようなやり方というのは、私は問題があるのではないかなというふうに感じます。

そして、先ほども人権教育の件で臨時講師を町費で充てているという関係をお聞きしましたけれども、さらにこの中で見させていただきますと、学校の先生方、幼稚園の先

生方、研修などに参加されるのにつきましては、この研修費の関係ですね。この負担金など、人権関係が飛び抜けて高いということについては、なぜこんなことになっているのかなというふうに、不思議な気持ちで、なぜこんな、同じような金額にならないんだろうと不思議に思っているという感想だけ、それは述べさせていただいておきます。

○小野委員長 ほかにございませんか。

嶋田委員。

○嶋田委員 私も小学校の要保護、中学校の要保護、準要保護の、ちょっとお聞きしたいと思いましたけれども、ただいま里川委員さんの方から詳しく聞いていただきまして、よくわかりましたけれども、東京の足立区では、援助を受けておられる生徒数が全生徒数の50%を超えたというふうな報道もなされております。これから斑鳩町もふえてくるであろうと予想されますので、そのあたりの対処の方をよろしくお願いいたします。

それと、先ほども言いましたけれども、152、153、154で消防設備その他のとありますけれども、これも適宜、削除できるものなら削除していただきたいと思いません。以上でございます。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 先ほども消防設備の関係等について、担当課に言って削除できるのは削除していきたいと考えます。

○小野委員長 ほかにございませんか。

三木委員。

○三木委員 一つだけ。147ページの青少年野外活動センター管理運営費のところの15区分のところですが、工事請負費、シャワーユニット電気工事3万円。恐らくこれはシャワーユニット内の電球をつけたと、内部につけたということだと思んですが、以前、このシャワーユニット、取りつけた年なんですけども、このシャワーの水がそのまま外に垂れ流しになって、その横の溝に入って、それから民家の横をおりていくので、たしかそれが地下水となって問題であるのでということで、それについてはたしか検討するというようなことであったと思うんですが、それについて何か、既に改善なされているかどうかお聞きいたします。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 今、委員お申し出の野外活動センターのシャワーユニットの排水の関係でございますけれども、一応野外活動センターの排水すべて、今おっしゃってます

一番下の沈殿池の方にためまして、そこで沈殿させた上で、上水だけを下流に向けて流すというような状況になってると思います。利用される方につきましては、化学洗剤とございますか、そういう洗剤は使わないようにということで指導いたしまして、下に流れる水についてはそういう洗剤とか、化学性のものが入らないような方法という対処はさせていただきます。

また、シャワーユニットからの排水の部分につきましても、今現在あります水路自体がもう土の土羽というんですか、ああいうなんでとまったような状況でございますので、また何らかの管を埋めまして、その溝のどこまで持っていけるような方法を今回対応させていただきますと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 既に終わったのかなと思ってたんですが、大分前の話なので、ぜひ早急に対応いただくようお願いしておきます。以上です。

○小野委員長 ほかございませんか。

里川委員。

○里川委員 済みません。ちょっと一つ忘れてました。153ページに町民プール運営費がございまして、先ほど教育長のご説明をお聞きして、詳しく出てこなかったのをお尋ねしたいんですけれども、ここの需用費の中に修繕料で150万円上がってます。先ほど老朽化している施設の補修などをやっていきたいというご説明もあったんですが、この150万円について、どういう部分の修繕ということでお考えになられてるのか、詳しくちょっとお聞きしておきたいと思います。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 153ページ、町民プール運営費の中の修繕費でございます。予算額、一応150万円ということでございまして、内訳といたしましては、プールサイド北側についております日よけテントの屋根の部分の張りかえと、それから倉庫の扉等が相当さびが出たりして傷んでおりますので、その取りかえ、それからプールサイドの床面ですね。全面とはいかないんですけれども、部分的に痛みのひどいところはすべて改修、今回させていただきますというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 ほかございませんか。

そしたら1点だけ。先ほど、松田委員の質問の中でありました件に関連してなんです

が、館長としての位置づけということは答弁いただいたんですが、今回、館長が今までは4回勤務だったということをお聞きしました。それが、何ていうんですかね、常勤になるんだということで、常勤がどういう形になるかということなんですが、館長としては、もともとから毎日出てもらうのが、先ほどの位置づけのことからいえば、いいことなのか。そしたら昨年、なぜ4日間の勤務だけだったのか。その点について少しちょっと補足説明というのをお願いしたいなと思うんですが。

栗本教育長。

○栗本教育長 大変先ほどからご指摘いただいて、ころころ変わるやないかというご指摘いただいているわけでございます。基本的にはやはり、ここへ勤務する者はすべて常勤が一番理想的であるというふうに思っています。以前、申し上げましたように、社会教育指導員の、いわゆる学校の先生のOBが指導員として来ていただいていたわけですが、そうした中で、指導員としての勤務規定というのがございます。それに合わせて勤務していただいておりますので、その中での館長兼務ということでございますので、4日間で来ていただきました。しかし、本来やっぱり、きょうまでのいろいろと変遷する中で、毎日来ていただくということが一番いいということで、昨年からそういうふうにしてきたんですけども、本年度から常勤にさせていただいて、そしてより公民館の活動の充実を図っていききたいと、こういうことで、本年から実施させていただいております。以前についてはそういう社会教育指導員というお立場の中でさせていただいておりますので、そうしたことから、今回、常勤の勤務というふうに変更したということでございます。

○小野委員長 それで、毎日勤務になったのでということで、本来なら一般職員というんですか、例えば生涯学習課の補佐が兼務しておられたことも記憶にあるんですが、そういうことで考えていくことによってね、こういうことを言うとちょっと語弊ありますけども、経費の節減ということにも直結してくるんじゃないかなと私は思うんです。ただ、その分についてね、こういう組み立て方、こういうやり方ということに対しては、やはりもう少し配慮して、組んでいってほしいなと、館長に対しても、考え方も一つの筋通していくという形でやっていってほしい。そのようなことだけ申し添えておきます。

それでは、ほかにはないようですので、これをもって第9款教育費に対する質疑を終結いたします。

次に、第10款災害復旧費について、並びに第11款公債費、第12款予備費につい

て、説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 座って失礼します。

それでは、第10款災害復旧費、第11款公債費、及び第12款予備費につきまして、あわせてご説明申し上げます。

初めに、第10款災害復旧費でございます。一般会計予算の155ページから157ページにかけてごらんいただきたいと思います。第10款の災害復旧費におきましては、災害の発生に伴いまして、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう、各費目において、名目予算といたしまして、各1,000円を計上しております。

続きまして、158ページをごらんいただきたいと思います。第11款の公債費でございます。

初めに、第1目の元金についてであります。本年度は12億1,535万5,000円を計上いたしております。平成14年度及び平成15年度に発行いたしました臨時財政対策債、平成15年度に発行しました中宮寺跡史跡用地購入事業債にかかります元利償還が始まりましたことから、前年度と比較いたしまして3,756万6,000円、3.2%の増となっております。

次に、第2目の利子についてでございます。本年度は1億8,269万1,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1,614万3,000円の減となっております。町債の活用につきましては、本町が当面する政策課題を克服していくためには、いわゆる特例債の活用を含め、その活用はやむを得ないものと考えております。しかしながら、将来にわたる財政負担を十分考慮して、その対応を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、第3目の公債諸費についてでございます。これにつきましては、本年におきましては、住民のまちづくりへの参加意識高揚を財政面からはかるために、また、資金調達方法の多様化の観点から、JR法隆寺駅周辺整備事業にかかります資金について、ミニ市場公募債の発行を予定しており、その発行費用といたしましては、第9節旅費で5,000円、第11節需用費で19万8,000円、第12節役務費で27万1,000円、合わせて77万4,000円を計上いたしております。

最後に、159ページの第12款予備費についてでございます。不時の支出に備えるため、昨年度と同額の4,000万円を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、第10款災害復旧費、第11款公債費、及び第12款予備費の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の155ページから159ページまでです。

どうぞ、松田委員。

○松田委員 一つ聞かせてください。災害復旧費の関係でね、文教施設災害復旧関係で、社会教育の関係が今度ゼロになっているというのはどうしてなんですか。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 昨年度、野外活動センターの道路が雨で崩壊いたしましたので、それを災害認定を受けまして、工事をさせていただいてます。ことしはそうした社会教育関係において災害対応のものが無いということで、ゼロの予算を計上いたしております。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 もともとですね、災害復旧の関係というのは、先ほども言われてますように、一応項目だけ起こしておくという性格のものだというふうに思うんですよ。項目だけ起こしておくというなら、社会教育施設の災害復旧というのは、何も野外センターだけではないというふうに私は思うんですよ。ここの関係で見ると、公立学校の関係と社会教育で分けてるわけですから、分けられているということになるとすれば、社会教育関係でも予測できないことではないと思うんです。ほかの関係は皆、ですから。なぜゼロでいいのかなというふうに思うので、やっぱり同じように組んでおかなんだら、形としては組んでおくべきと違うのかなというふうに思うんですけれども、そうではないんでしょうか。

○小野委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 これにつきましては、確かにおっしゃるように、1,000円の予算を組み立ててもいいわけでございますけれども、基本的には、この名目予算の考えでございますけれども、いわゆる款、項につきましては議会の議決関係でございます。我々が通常災害等生じた場合に予備費から充用ができるわけでございますけれども、その受け皿でございます款、項がなければ予備費の利用もできないということで、ここで款、項の予算立てをさせていただいておるわけでございます。そういう意味で、目につきましては、ああやって予算を立てておかなくても、これにつきましては執行可能でございま

すので、予算の充用は可能であるということから、こういうふうにさせていただいてございます。ただ、おっしゃいますように、社会教育施設につきましては災害の予測もできますことから、これにつきましては1,000円を立てるということもできるわけでございますけれども、そういうことで、ゼロとさせていただいておるということでございます。

○小野委員長 松田委員。

○松田委員 理屈かもしれませんが、僕はやっぱり勝手に理屈を立ててるんじゃないかなというふうに思うんですが、本来これを起こしておくべきと違うのかなと。その方が素直なのと違うかという気がするんですよね。仮にこういう関係が出たとすると、じゃあどこを適用するのかなとなってくると、もう結局その他公共災害施設の災害復旧に何か充当してとりあえず処置しておくとかいうこととか、あるいは予備費をちょっと充用してということになって、費目がないという関係で。だからそういう意味でいくと、やっぱりつくらんなんのと違うかなと。ところが、今言われてるように、費目の関係でそういうこと、充用できるさかいというふうな言い方でいくなら、今の関係から適用できないことないわけですから、それはちょっと理屈としてはどうなんかなというふうに思うんです。それが名目であることは間違いありません。でも、金額にしてもわずかであることも間違いありませんけど、あえて削らんなんほどのことでもないというふうに思うんですけどね。こういう関係については、いろんなことを言ってるんですから、当然組んでおくのがいいのと違うかなという感じはする。これはもう気持ちの問題ですから、そのことでとやかく言うつもりはないんですけど、そう思います。そういう余りにも一つの補足で細か過ぎるの違うかなと。もっとせんなんこといっぱいあるような感じはするんですけどね。終わります。

○小野委員長 ほかにありませんか。ほかにございませんか。

ほかにないようですので、これをもって第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費に対する質疑を終結いたします。

以上で一般会計に対する質疑を終結いたしました。

これをもって本日の審査を終了いたします。

14日も引き続き予算審査特別委員会を行いますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後 4 時 2 0 分 散会)